



# 東京都における相談支援従事者等研修について

## はじめに

相談支援専門員は、障害児者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のために、支援・中立・公平な立場から、障害福祉サービス利用のための支援等を行います。

具体的には、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整等を行います。

相談支援専門員は、指定相談支援事業所（指定特定・指定児童・指定一般相談支援事業所）に配置され、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者も、相談支援従事者研修（初任者・現任）修了が要件とされています。

相談支援専門員及び相談支援の質の向上を目指し、令和元年度から令和2年度にかけて相談支援専門員を養成する相談支援従事者等研修の制度が大きく変更になりました。

本冊子は、上記変更も含めて、東京都における相談支援従事者等研修について説明したものです。

## 【目次】

- 1 相談支援従事者等研修の概要・・・・・・・・・・ 2 p
- 2 相談支援従事者初任者研修について・・・・・・・・ 4 p
- 3 相談支援従事者現任研修について・・・・・・・・ 6 p
- 4 相談支援従事者主任研修について・・・・・・・・ 8 p
- 5 相談支援従事者専門コース別研修について・・ 10 p
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- 7 各種問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- 8 相談支援事業所の管理者の皆様へ・・・・・・・・ 12 p  
(別紙) 現任研修受講年度の考え方（早見表）・・ 13 p

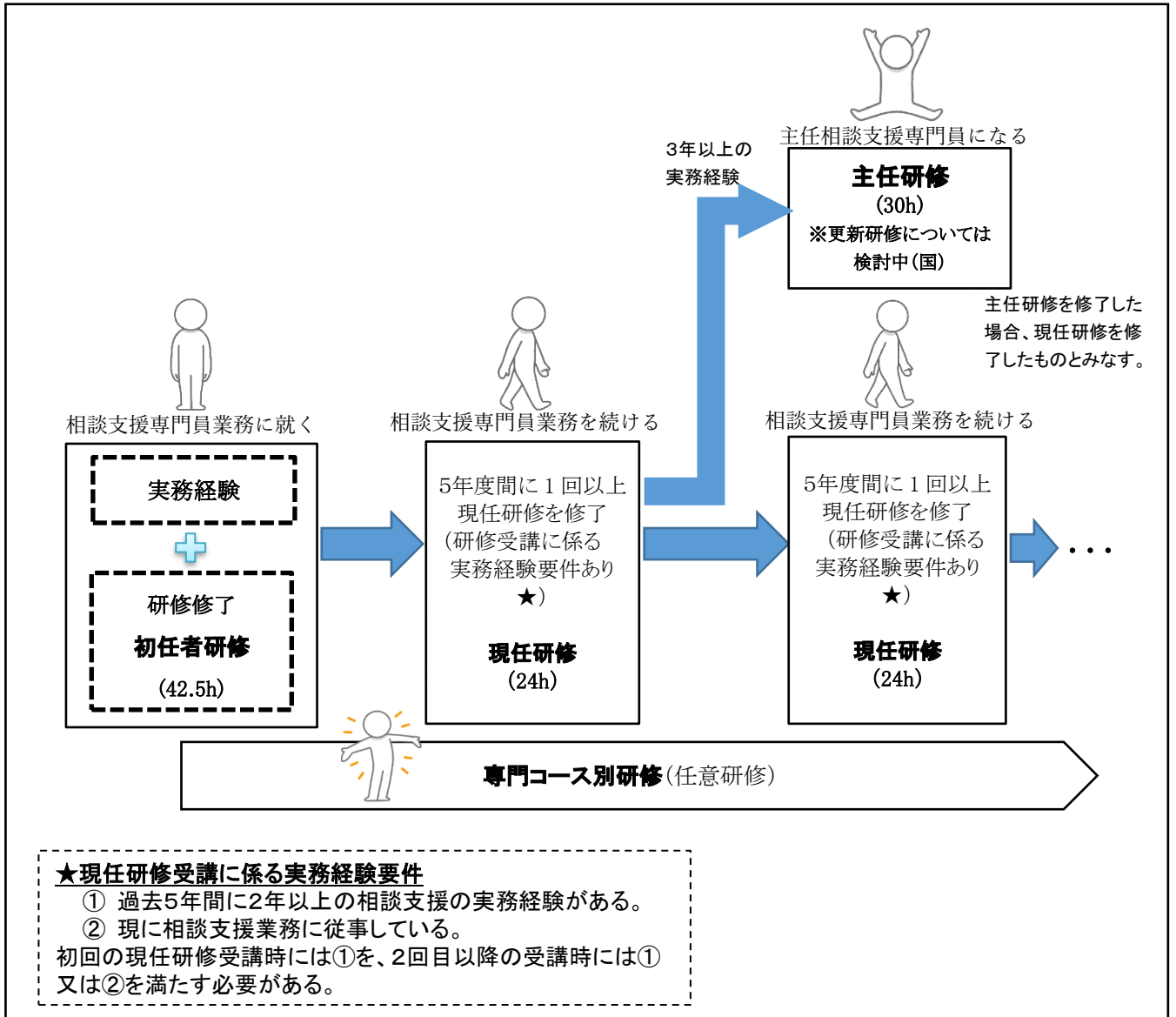
## 【別冊】よくある質問

東京都心身障害者福祉センター地域支援課  
(令和2年4月)



# 1 相談支援従事者等研修の概要

## (1) 相談支援従事者等研修全体の構造



○相談支援専門員業務に就くためには、以下のことが必要です。

- ・実務経験を満たす<sup>※1</sup>。
- ・初任者研修<sup>※2</sup>を修了する。
- ・相談支援専門員として相談支援事業所等に配置される。

○相談支援専門員を続けるためには、初任者研修修了年度を起点とし、翌年度から数えて5年度間に1回以上、**現任研修**<sup>※3</sup>を修了する必要があります。

現任研修を受講するためには、相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○主任相談支援専門員になるためには、**主任研修**<sup>※4</sup>を修了する必要があります。

主任研修を受講するためには、現任研修を修了後、3年以上の相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○**専門コース別研修**<sup>※5</sup>を受講するためには、現に相談支援専門員業務に従事している必要があります。

該当の項目を参照してください。

※1 「6 その他」

※2 「2 相談支援従事者初任者研修について」

※3 「3 相談支援従事者現任研修について」

※4 「4 相談支援従事者主任研修について」

※5 「5 相談支援従事者専門コース別研修について」

(2) 令和元年度から令和2年度にかけての研修制度の変更点

国の研修制度改正を踏まえ、東京都では、以下の内容で実施します。

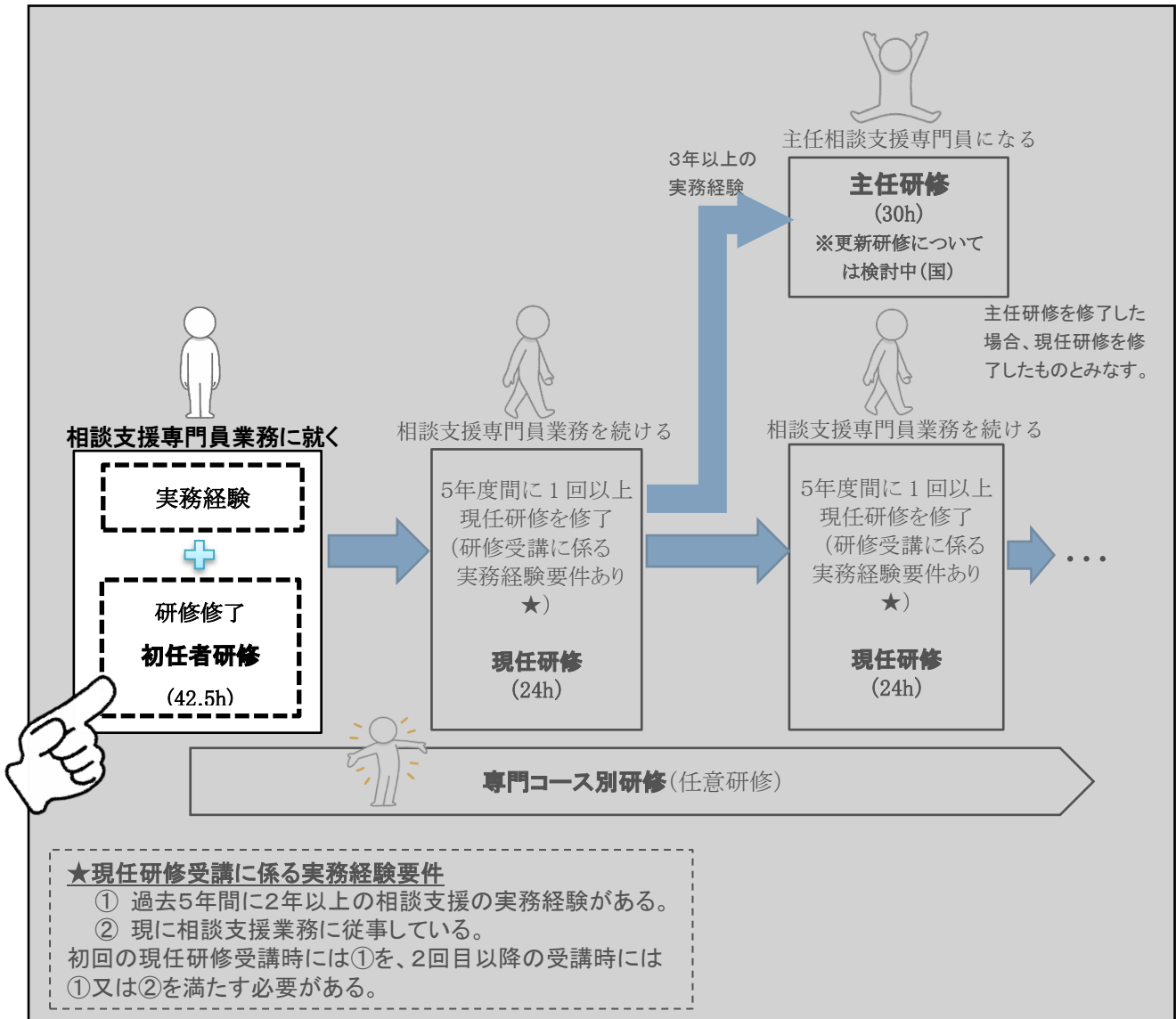
研修名	研修の位置づけ	変更点	
		令和元年度	令和2年度以降
初任者研修	相談支援専門員業務に就く	年2回 6日間 講義/演習	年1回 7日間 講義/演習/実習
現任研修	相談支援専門員業務の継続	年1回 3日間 講義/演習	年1回 4日間 講義/演習/実習
主任研修	地域の中核人材（主任相談支援専門員）の養成	年1回 5日間 講義/演習	変更なし
専門コース別研修	相談支援専門員として必要な知識・技術の獲得	年1回 1日 講義	(年1~2回程度) 1日 講義

(令和2年4月1日現在)

(3) 研修の根拠

- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第113号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）

## 2 相談支援従事者初任者研修について



(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

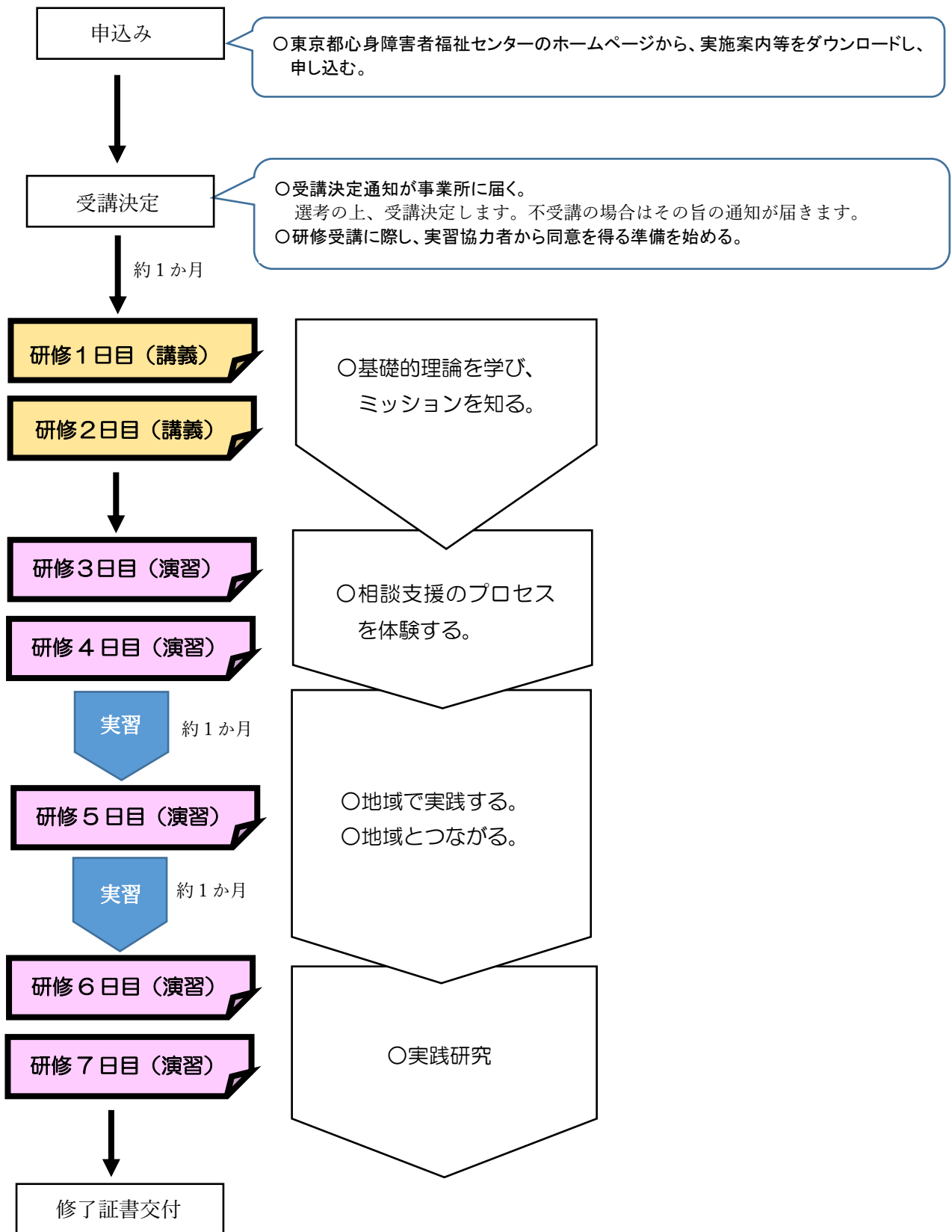
次の4点全てを満たす方が対象です。

- ① 東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ② 指定相談支援事業所で相談支援専門員として従事する、又は指定重度障害者等包括支援事業所でサービス提供責任者として従事する。
- ③ 事業所からの推薦がある。
- ④ 実習に取り組むことができる。

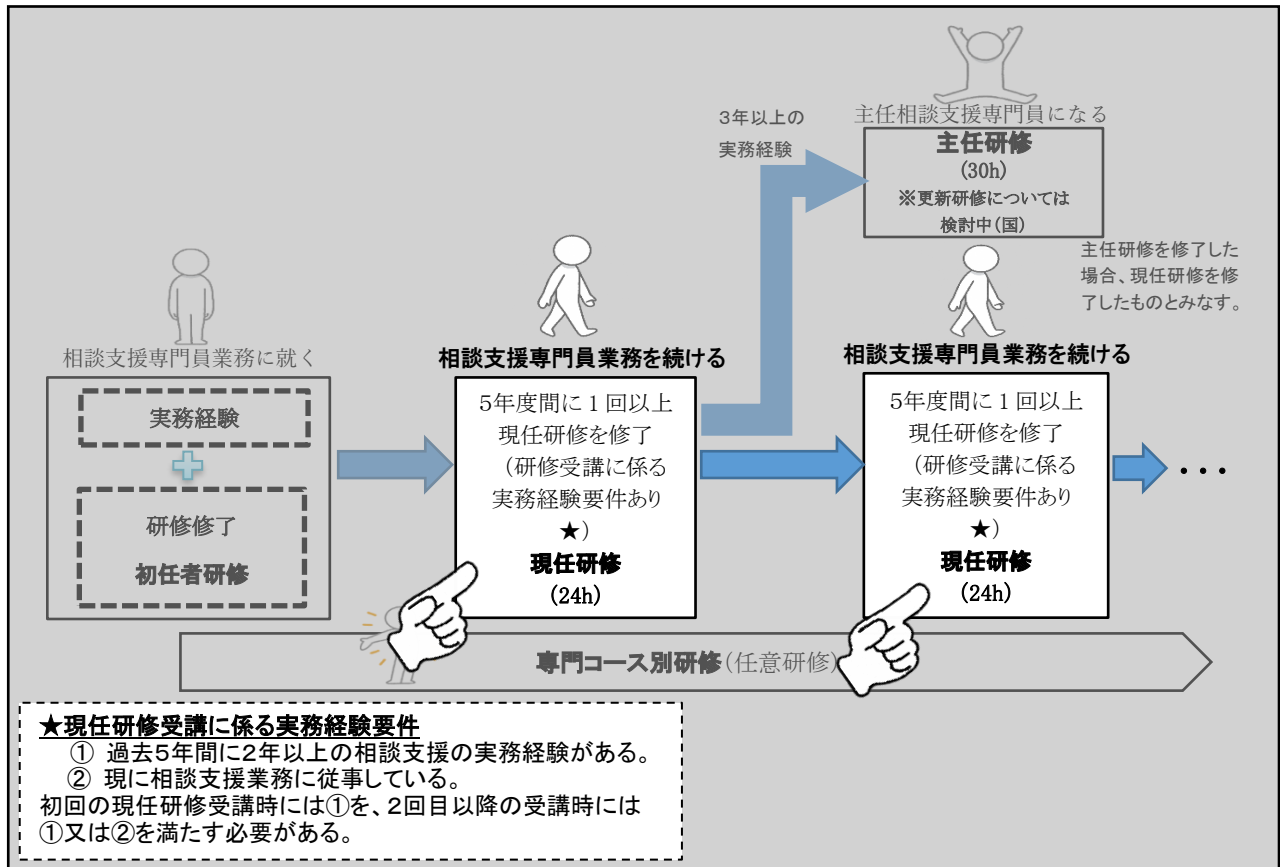
本研修では、研修4日目と5日目、研修5日目と6日目の間に、実習に取り組みます。取組の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行います。実習後の演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。



(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約7か月必要となります。）



### 3 相談支援従事者現任研修について



(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ①東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ②相談支援専門員の資格が失効していない。

資格を継続するためには、初任者研修を受講した翌年度から5年度間毎に1回以上、現任研修を修了している必要があります。なお、主任研修を修了した場合は、当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます。

※受講年度と資格更新の考え方は、「(別紙) 現任研修受講の考え方 (早見表)」も参照してください。

※資格失効した場合は、「【別冊】よくある質問」を参照してください。

#### 【研修受講年度の考え方】

起点	現任研修 第1期間				
初任者研修	この間に、現任研修を1回以上修了				
○年度	○+1年度	○+2年度	○+3年度	○+4年度	○+5年度
	現任研修 第2期間				
	この間に、現任研修等を1回以上修了				
	○+5	○+5	○+5	○+5	○+5
	+1年度	+2年度	+3年度	+4年度	+5年度

※第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていきます。

③研修受講要件である実務経験が満たされている。

- ・初回の現任研修受講時 : 過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ・2回目以降の現任研修受講時 : 過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある、又は現在相談支援専門員として従事している。

【制度変更に伴う経過措置について】

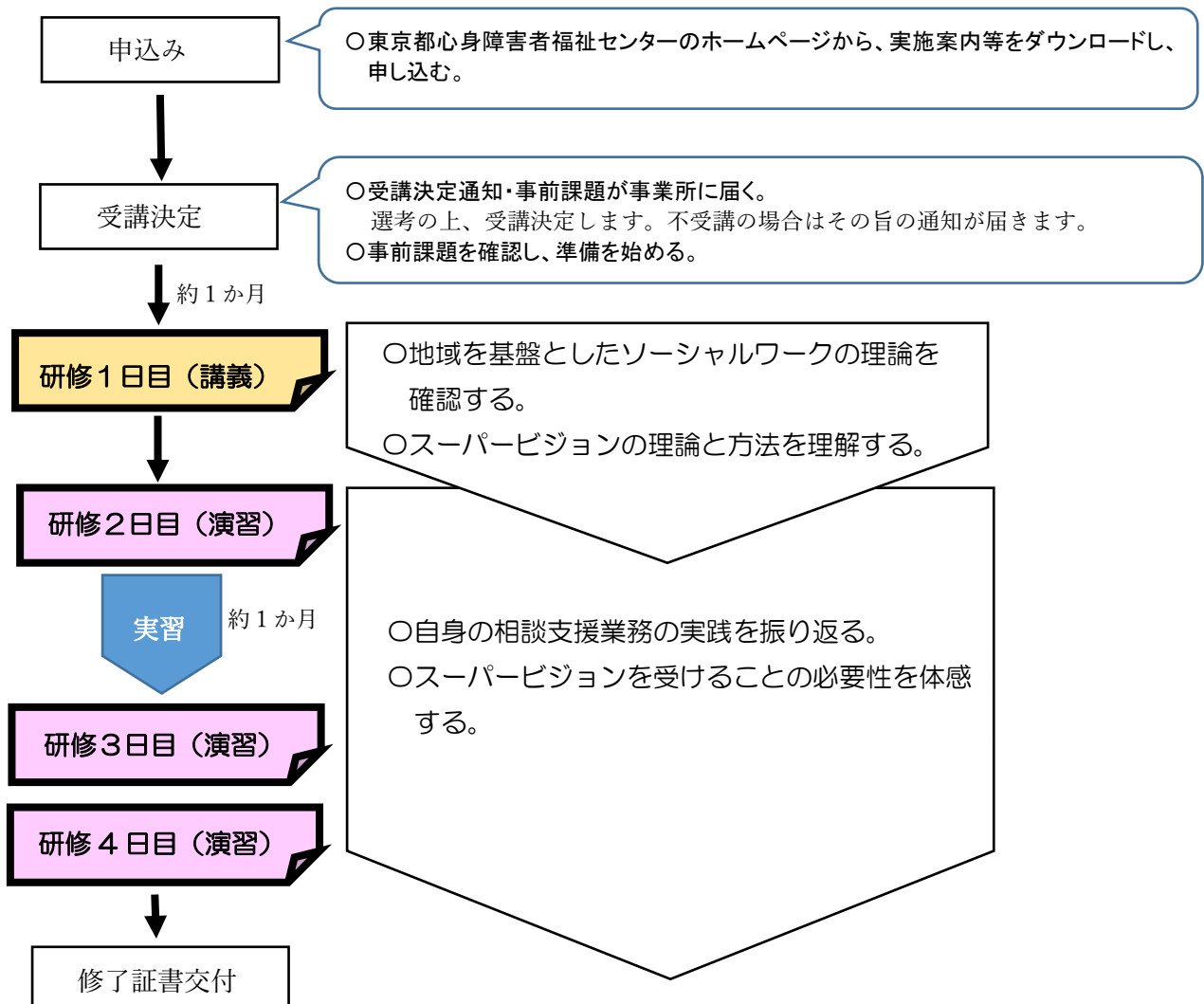
令和元年度までに初任者研修、現任研修又は主任研修を修了した方で、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合のみ「③研修受講要件である実務経験が満たされている。」は問われません。

④原則、事業所からの推薦がある。

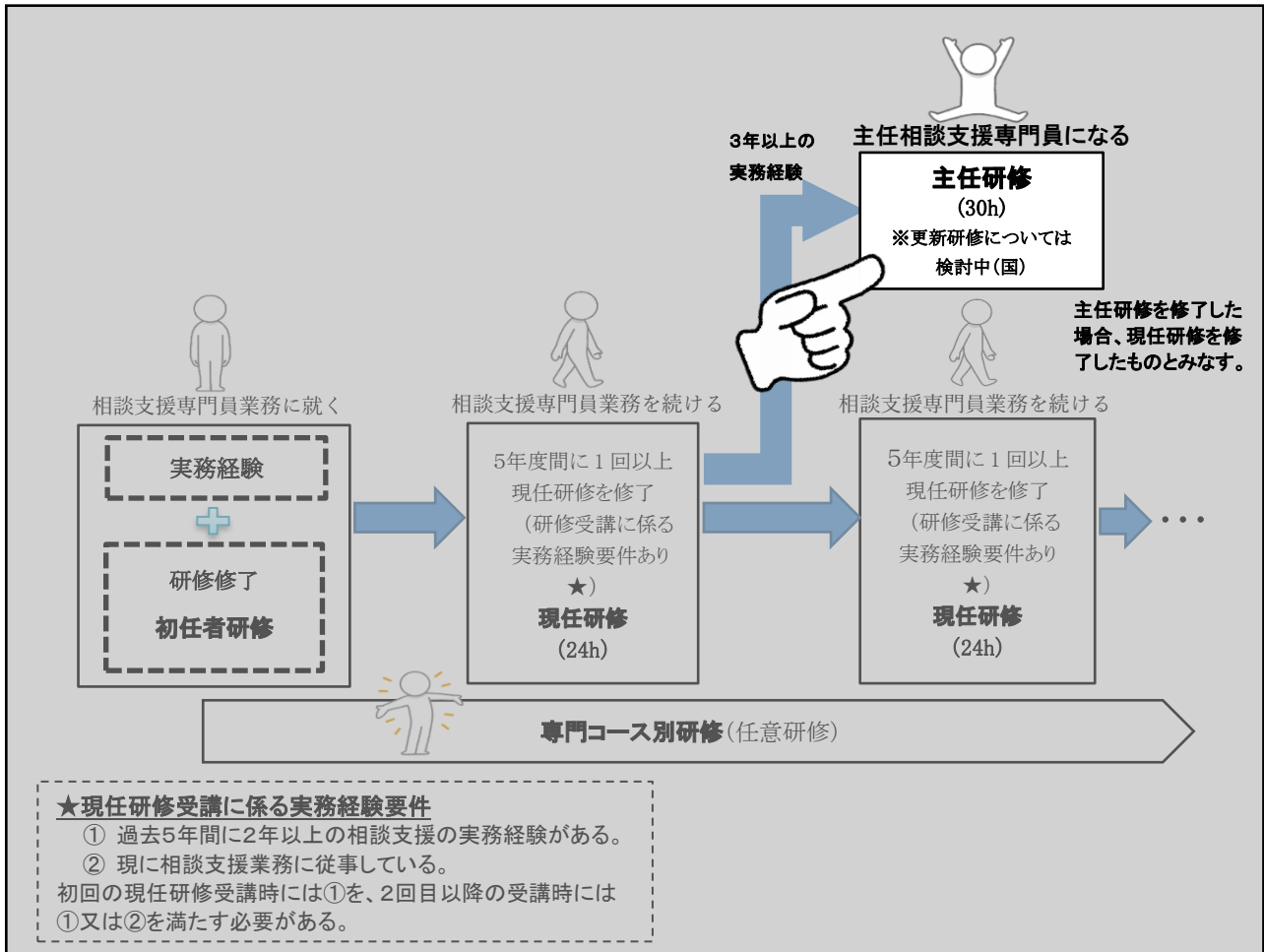
⑤事前課題に取り組むことができる。

本研修では、演習(研修2日目)前までに取り組む事前課題があります。課題の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行い、演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ(申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。)



## 4 相談支援従事者主任研修について



### 【主任相談支援専門員とは】

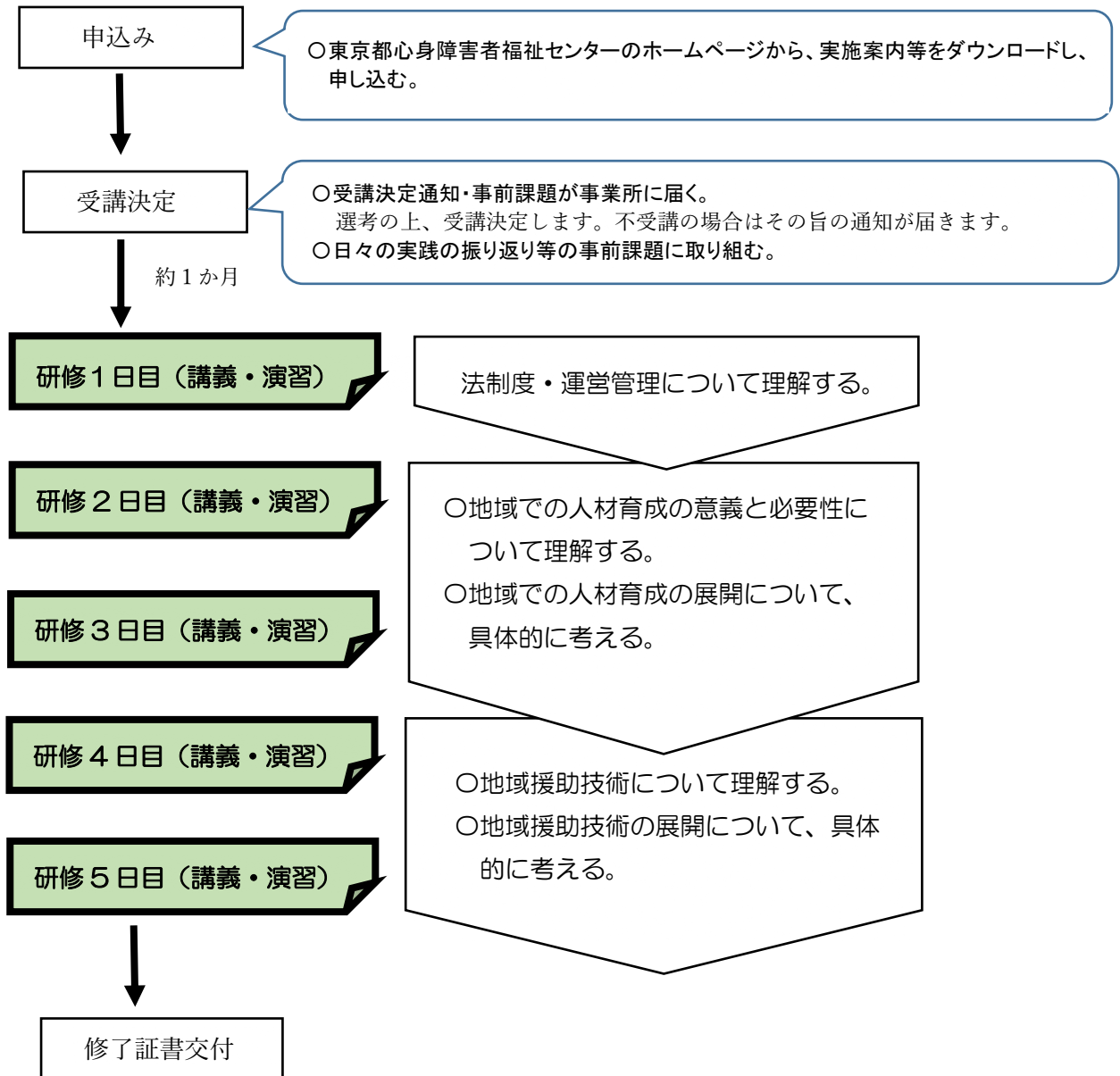
- 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職です。
- 主任相談支援専門員が配置されていることが、計画相談支援及び障害児相談支援の「特別事業所加算Ⅰ」の要件の1つになっています。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ①東京都内の事業所に所属している相談支援専門員である。
- ②現任研修を修了後、相談支援専門員としての経験が3年以上ある。
- ③利用者の自立支援に資する相談支援が実践できている。
- ④以下のいずれかが満たされている。
  - ア 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において、相談支援に関する指導的役割を担っている。
  - イ 東京都における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修の企画に携わっている、若しくは講義や演習に講師として携わっている。
- ⑤東京都内に所在する区市町村からの推薦がある。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。）



(3) その他

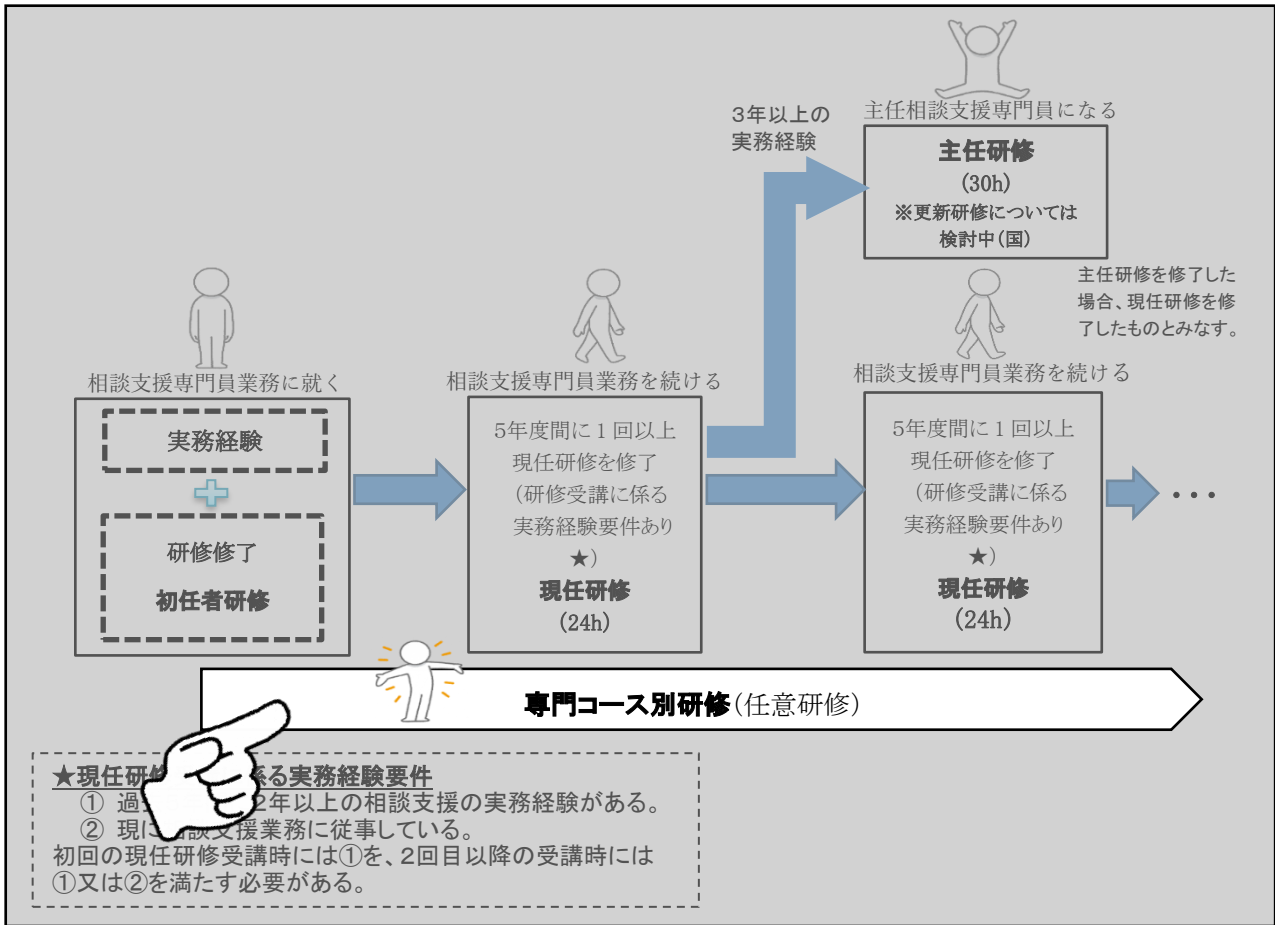
○修了の取扱いについて

当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます。

○主任相談支援専門員の資格の更新について

国で検討中のため、具体的なことは現段階では未定です。ただし、主任相談支援専門員として従事し続けるためには、相談支援専門員の資格を更新する必要がある、現任研修又は主任研修を引き続き修了する必要があります。

## 5 相談支援従事者専門コース別研修について



### 【専門コース別研修とは】

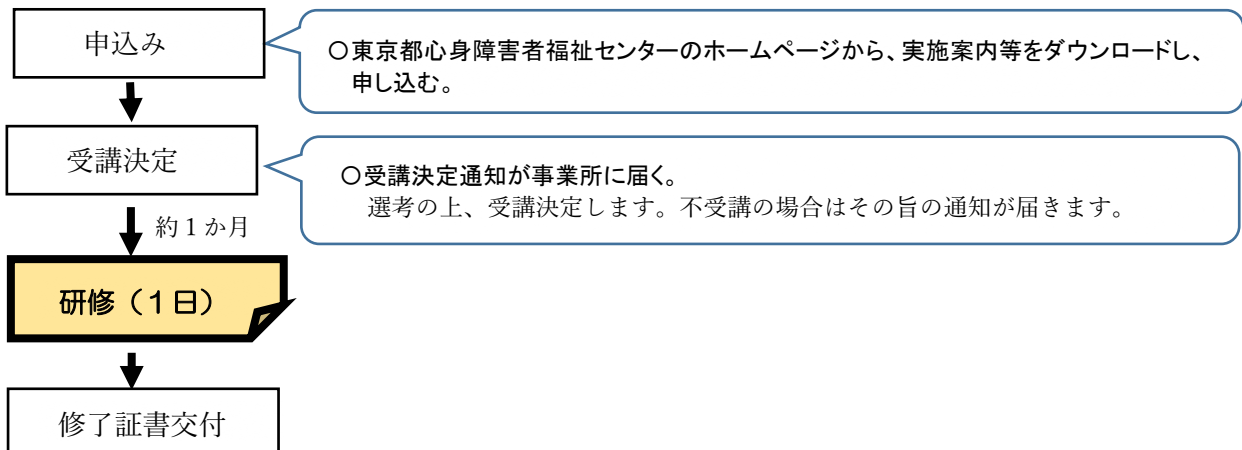
- 相談支援に必要となる専門的な知識と技術の獲得を目指します。
- 受講は任意ですが、修了後に修了証書を交付します。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の2点全てを満たす方が対象です。

- ①相談支援専門員である。
- ②東京都内の事業所に所属している。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約3か月必要となります。）



## 6 その他

### (1) 実務経験について

相談支援専門員として従事するためには、初任者研修修了と併せて、実務経験を満たす必要があります。東京都福祉保健局ホームページ内「東京都障害者サービス情報」をご確認ください。

「東京都障害者サービス情報」

URL：<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

(トップページ⇒書式ライブラリー⇒A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等⇒4 相談支援専門員の実務経験)

### (2) 研修受講に際しての合理的配慮について

障害を理由とした合理的配慮については、申込書に希望内容を記載してください。

### (3) 当該年度の研修日程について

東京都心身障害者福祉センターホームページ内「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」をご確認ください。

「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shienhoukanrenkensyu/minasama.html>

## 7 各種問合せ先

### ○東京都相談支援従事者等研修に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235- 2953・2954

※研修に関する問合せの受付時間は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時から午後5時までです。

### ○事業者指定に関すること（実務経験の要件を含む。）

事業内容	担当部署	電話番号
指定一般相談支援事業 指定重度障害者等包括支援事業	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	事業所の所在地の区市町村	—

## 8 相談支援事業所の管理者の皆様へ

### 【受講者の所属として】

- ・研修申込みについては、事業所の推薦や、受講希望者の経歴等一部申込み内容について事業所として証明をしていただく必要があります。
- ・国で定められたカリキュラムを修了する必要がある、法定研修です。したがって研修中は、遅刻・早退は厳禁です。また、業務や私用での途中離席も原則禁止となっており、修了証書を交付できない場合があります。
- ・申込みから修了証書交付まで、長期間にわたる研修です。このことを踏まえた受講者の推薦をお願いいたします。
- ・以上を踏まえ、受講に際しては、事業所全体での協力が必要です。

### 【地域の社会資源の1つとして】

- ・初任者研修・現任研修では、受講者が研修中に地域に戻って課題を行う実習が設定されています。両研修を地域での人材育成の一環でもあると捉えていただき、実習の受入れにも、ぜひご協力をお願いいたします。

発行：

東京都心身障害者福祉センター地域支援課

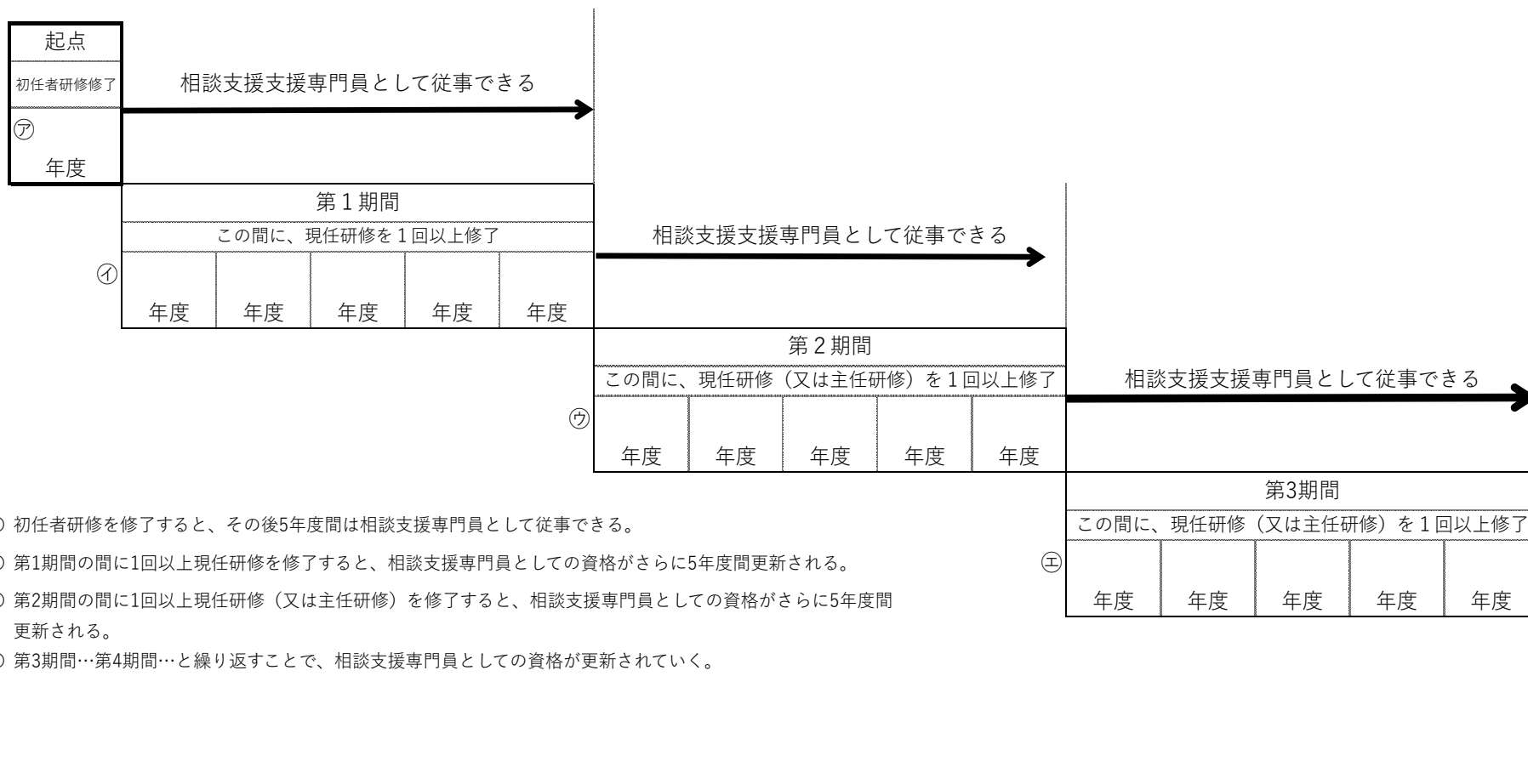
電話：03-3235-2953・2954



(別紙) **現任研修受講年度の考え方(早見表)** 定められた期間内に、現任研修等が修了しているかの確認に使用してください。

早見表への記入方法（「【別冊】よくある質問」に、記入の具体例が載っています。そちらも参照してください。）

- 1 初任者研修の修了証書を確認し、証書に載っている修了**年度**を、㉗に記入する。  
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。（例えば、平成28年2月8日が修了年月日の場合、修了年度は、「平成27年度」となります。）
- 2 ㉗に、初任者研修修了年度の翌年度から順番に、年度を記入する。
- 3 ㉘に、㉗から続けて、年度を記入する。
- 4 ㉙に、㉘から続けて、年度を記入する。
- 5 現任研修又は主任研修を修了した年度に○を付ける。



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修（又は主任研修）を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

# 【別冊】 よくある質問



東京都心身障害者福祉センター地域支援課  
(令和2年4月)

【共通】

質問	回答
「指定特定相談支援事業」とは何ですか。	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
「指定一般相談支援事業」とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。</li> <li>・「地域移行支援」は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。</li> <li>・「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。</li> </ul>
他道府県にある相談支援事業所で勤務する予定ですが、東京都の研修は受講できますか。	東京都の研修は、東京都内の事業所に所属している又は所属する予定がある方が対象です。他道府県の事業所に所属する方は、受講対象外です。
相談支援専門員として働く予定はないが、自分の勉強のために受講することはできますか。	実際に相談支援専門員として従事している方、又はこれから従事する方が対象です。従事予定のない方は受講対象外です。
研修日程中、急な業務や体調不良で休んだ場合は、どうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定研修であるため、途中で欠席をされた場合は、研修修了とはなりません。次回研修に改めて申し込んでいただきます。</li> <li>・その場合も、1日目から再度受講していただきます。</li> <li>・次回申し込んでいただく場合の優先決定等はありません。</li> </ul>
研修の受講料は必要ですか。	参加費は無料です。ただし、受講にかかる旅費等については、各所属の負担となります。

【初任者研修について】

質問	回答
以前、サービス管理責任者研修の一部として、「初任者研修講義部分」を受講し、受講証明書を持っています。今回相談支援専門員になるために初任者研修を受講しますが、この部分は免除になりますか。	初任者研修は、初任者研修に申し込み、受講決定された方が、全日程受講しなければ修了にはなりません。そのため、一部の免除にはならず、1日目から全てのカリキュラムを受講していただくこととなります。

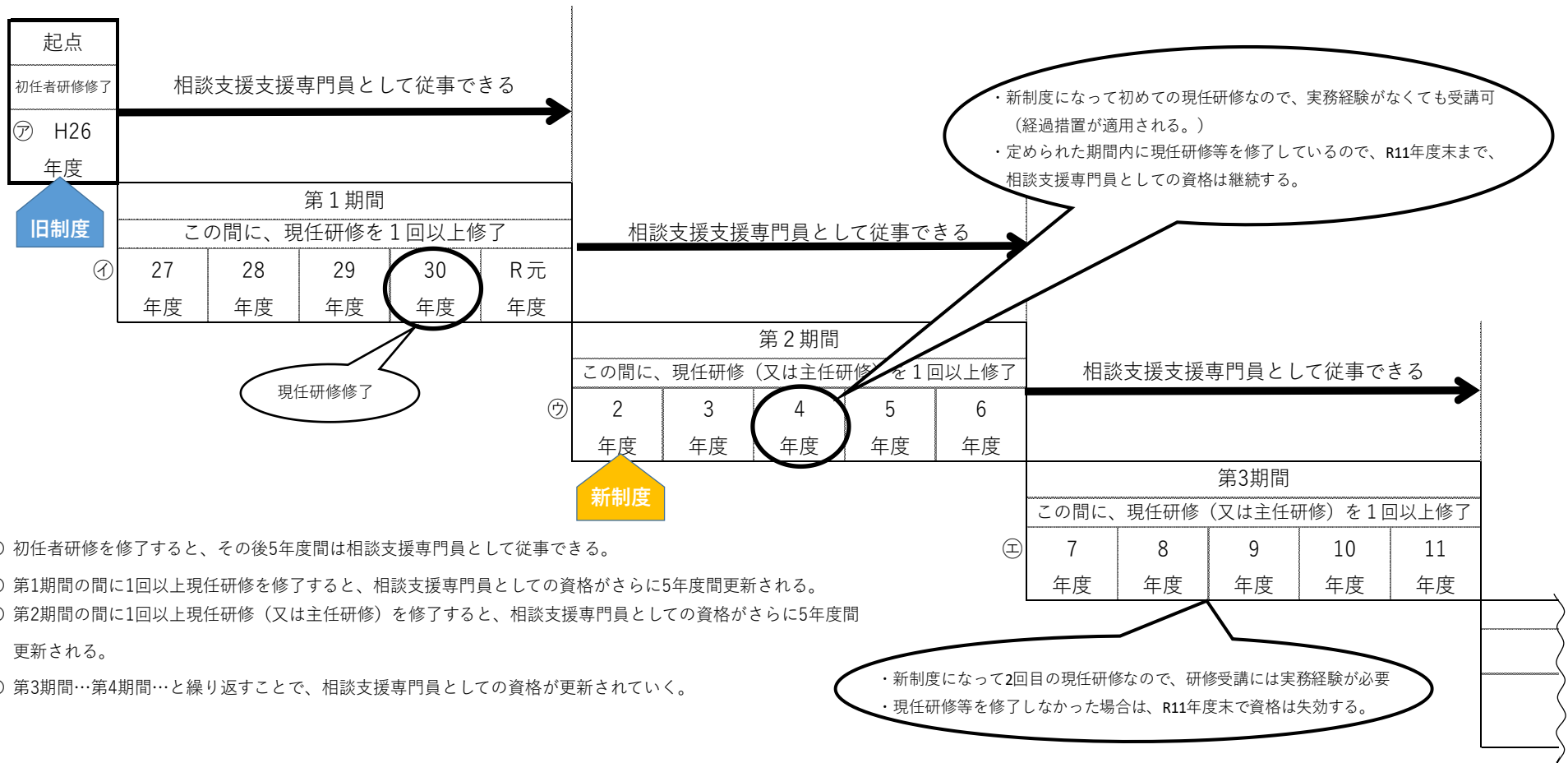
【現任研修について】

質問	回答
<p>初任者研修修了後、5年度の間に現任研修を受講しませんでした。</p> <p>①再度相談支援専門員として従事するためには、どうすれば良いですか。</p>	<p>①初任者研修から受講していただきます。</p>
<p>②現任研修を受講しなかった時点で、資格は失効するのでしょうか。</p>	<p>②年度末まで有効です。</p>
<p>令和元年度に初任者研修を修了しました。令和2年度に現任研修を受講できますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がないと、受講できません。</li> <li>・しかし、研修制度変更に伴う経過措置があり、令和2年4月1日までに初任者研修・現任研修・主任研修を修了した方は、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合には、実務経験は問わないことになっています。そのため、受講対象になります。</li> </ul>

※現任研修受講年度の考え方は、次ページ以降の「具体例」も参考にしてください。

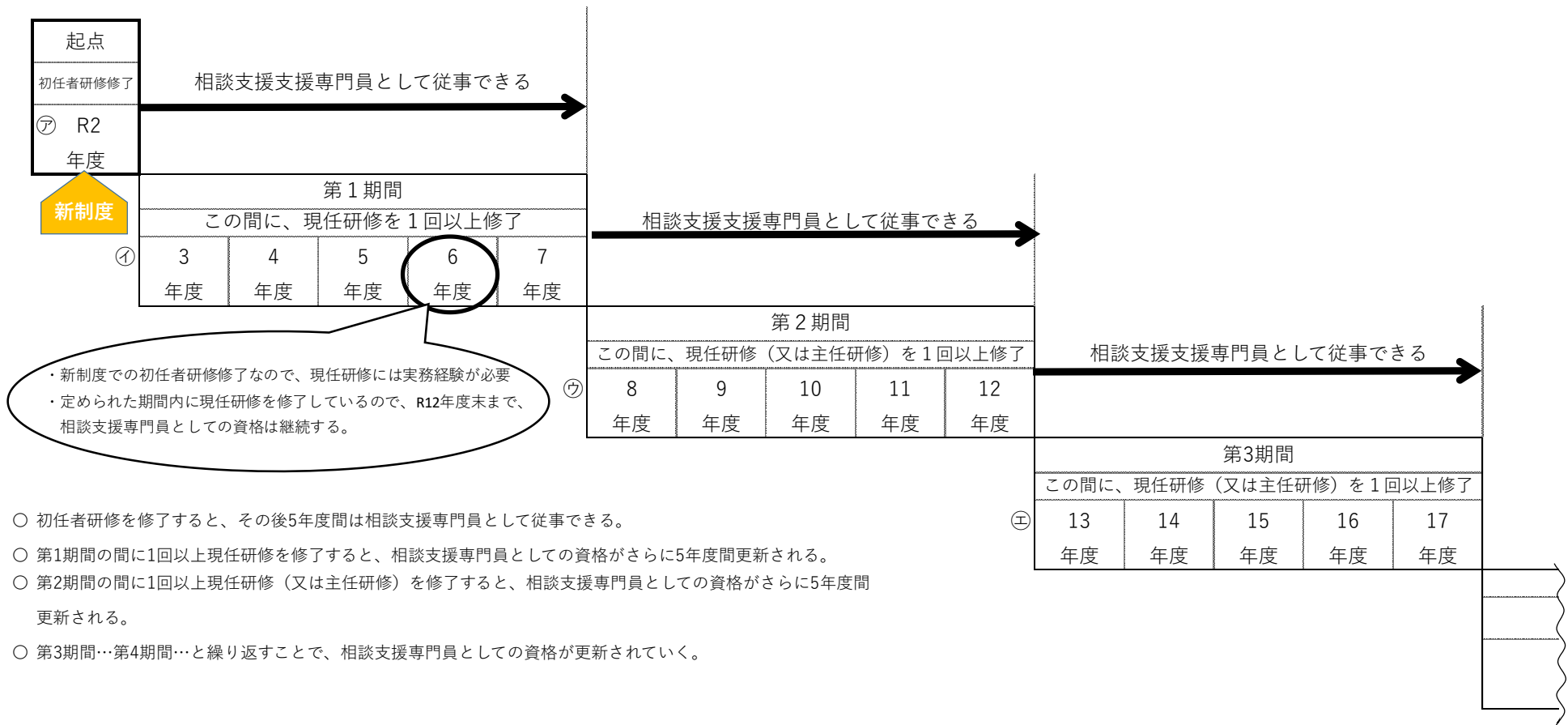
## 現任研修受講年度の考え方

(例1) 平成26年度に初任者研修を修了した場合



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修(又は主任研修)を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

(例2) 令和2年度に初任者研修を修了した場合



## 令和4年度東京都相談支援従事者現任研修 実施案内

【目次】はじめに . . . . . 1 p  
 I 令和4年度東京都相談支援従事者現任研修の概要 . . . . . 2 p  
 II 申込みについて . . . . . 4 p  
 III 受講決定について . . . . . 5 p  
 IV 研修修了について . . . . . 6 p  
 V その他 . . . . . 6 p

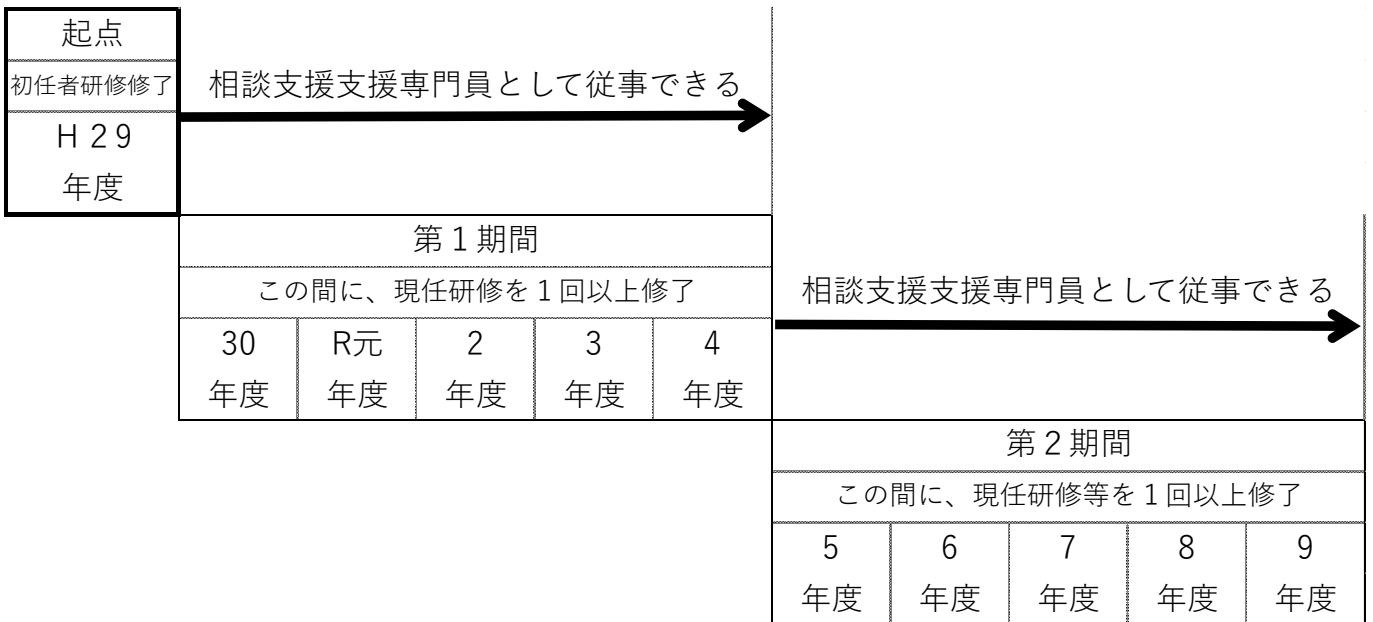
### はじめに

1 指定相談支援事業所の相談支援専門員は、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降から5年度以内に本研修を受講しなければなりません。

したがって、平成29年度に初任者研修を修了した方で、令和3年度までに相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を受講していない方は、今回の現任研修を受講しなければ令和4年度末で「失効」し、相談支援専門員としての業務ができなくなります。（相談支援専門員として業務に就くためには、再度初任者研修を受講しなければなりません。）

★現任研修受講年度の考え方

（例）平成29年度に初任者研修を修了した場合



2 重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者については、相談支援専門員であることが要件とされていることから、研修要件については上記1の相談支援専門員と同様です。

3 令和2年度より、相談支援従事者研修の制度が変更になりました。  
 ○現任研修は、研修カリキュラムが変更となり日数が増え、研修の一部として、地域（従事事業所が所在する区市町村）で行う実習が組み込まれます。

	令和元年度まで 講義1日と演習2日の計3日間	令和2年度から 講義1日と演習3日の計4日間（演習の間に実習を行う。）
研修の構成	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">講義</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">演習</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">演習</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">講義</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">演習</div> <div style="text-align: center; margin: 2px;">—1か月—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">演習</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">演習</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実習</div> </div>

○研修受講要件に、一定の実務経験が必要になります（経過措置あり）。

※「I 令和4年度東京都相談支援従事者現任研修の概要 4 受講対象者」を御確認ください。

## I 令和4年度東京都相談支援従事者現任研修の概要

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。

### 1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 実施方法

#### 講義：オンデマンド配信

推薦する事業者又は受講者が用意したパソコン等で、指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴する。サイト URL 及び講義資料は、事務局から受講決定者へ事前に送付する。

#### 演習：Web 会議システム（Microsoft Teams）を使用したオンライン形式

グループワークを行い、画面の共有、発表等を行います。

#### 実習：受講者が各自で実施

研修2日目と3日目の間に個別に行う。

※別紙1参照。詳細は、受講決定者に対して受講決定通知でお知らせします。

### 3 研修日程等

#### (1) 日程

##### 【講義】全1日間

日程		カリキュラム
1日目	講義動画配信期間： 6月15日（水）～19日（日）	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉の動向に関する講義</li><li>・相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義</li><li>・人材育成の手法に関する講義</li></ul>

オンデマンド配信により実施します。上記期間内に講義の動画（合計6時間程度）を視聴していただきます。

##### 【演習等】全3日間

日程			カリキュラム
A	2日目	6/27（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別相談支援とケアマネジメント</li><li>・相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）</li><li>・地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践</li></ul>
	3・4日目	8/1（月）・8/2（火）	
B	2日目	6/28（火）	
	3・4日目	8/4（木）・8/5（金）	
C	2日目	6/29（水）	
	3・4日目	8/8（月）・8/9（火）	
D	2日目	6/30（木）	
	3・4日目	8/12（金）・8/15（月）	
E	2日目	7/1（金）	
	3・4日目	8/16（火）・8/17（水）	
F	2日目	7/4（月）	
	3・4日目	8/18（木）・8/19（金）	
G	2日目	7/5（火）	
	3・4日目	8/23（火）・8/24（水）	



H	2日目	7/12 (火)	
	3・4日目	8/25 (木)・8/26 (金)	
I	2日目	7/13 (水)	
	3・4日目	8/29 (月)・8/30 (火)	

- (2) 受講決定後から研修2日目までの間に事前課題、研修2日目と3日目の間に実習があります。
- (3) 演習の時間は、午前9時45分から午後5時までの予定です。受付は、開始時刻の30分前から行います。詳細は、受講決定者に対して受講決定通知でお知らせします。
- (4) 重度の障害等により、短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、合理的配慮として最長24か月を上限とした長期履修が認められる場合があります。希望される場合は、申込み前に事務局まで御相談ください。

#### 4 受講対象者

以下の全てを満たす方

- (1) **東京都内に所在する事業所で従事している、又は従事する予定**である。
- (2) 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降から5年度ごとの最終年度末日までに現任研修又は相談支援従事者主任研修(以下、「主任研修」という。)を修了している。(資格が継続している。)
 

※過去に都道府県が実施する障害者ケアマネジメント研修を修了し、障害者自立支援法に基づき都道府県が実施した初任者研修において、必要な講義研修(1日研修)を平成23年度までに受講修了した者は、初任者研修を修了した者と同等とします。
- (3) 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有している。
 

具体的には、以下のどちらかに該当する者

  - ・現任研修受講が1回目の場合は、受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援の実務経験がある。
  - ・現任研修受講が2回目以降の場合は、受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援の実務経験がある、又は現に相談支援業務に従事している。

※ただし、令和2年4月1日前5年間に於いて、現任研修、主任研修又は初任者研修を修了した者は、初回の現任研修の受講に限り上記の実務経験の要件は不要(経過措置)
- (4) 原則、事業所からの推薦がある。
- (5) 事前課題及び実習課題に取り組むことができる。(課題については、別紙1参照)

**※他道府県に所在する事業所で従事する方(予定含む。)については、受講対象外です。**

上記③の要件が不要になる経過措置については、下記表を御確認ください。

現任研修の受講履歴	実務経験	上記必要要件
令和2年度以降、初めて(上記の経過措置に該当)	不要	(1)、(2)、(4)、(5)
令和2年度以降、2回目以上(令和2年度以降に現任研修を受講した方、又は令和2年度以降に主任研修を受講した方)	要	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)

#### 5 募集定員

900名

## II 申込みについて

### 1 申込期限

**令和4年4月25日(月曜日)午後5時 必着**

※締切後の申込みは一切受け付けられません。必ず、令和4年4月25日(月曜日)午後4時59分までに必要項

目をすべて入力して、申込ボタンを押してください。

※申込みが完了すると、申込み完了の画面が表示されると同時に、到達通知メールが届きますので、必ず確認してください。到達通知メールが来ない場合は、申込みが完了していませんので、再度申し込みをしていただく等の対応をお願いします。

## 2 申込方法

従来の書類による申込みから、東京共同電子申請・届出サービスを使用した申込みへ変更となりました。電子申請による申込みの手順については、東京都心身障害者福祉センターのホームページに掲載の「電子申請の手順」を参照してください。東京共同電子申請・届出サービスの使用方法等についての問い合わせは、ヘルプデスクにお問い合わせください。

インターネット環境等により、どうしても電子申請による申込みができない場合は、研修事務局（東京都心身障害者福祉センター地域支援課地域支援担当（電話03-3235-2953））にお問い合わせください。

## 3 申込みについて

東京共同電子申請・届出サービスの申込みフォームに基づき、入力をお願いします。

過去に受けた研修の修了証書のデータは必須です。添付漏れのないようにお願いします。

必要書類の不足・入力漏れがある場合は、選考の対象とならない場合がありますので御注意ください。

### (1) 受講推薦及び申込書

ア 事業所長等の推薦をうけてください。

イ 推薦する事業所については、公的な委託又は補助によらない相談支援業務を実施している民間団体、基幹相談支援センターも含まれます。

ウ 入力された氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、誤りがないように入力してください。

エ 同一事業所から複数人数申し込む場合は、必ず優先順位を入力してください。

### (2) 初任者研修の修了証書 PDF 形式等のデータ【必須】

ア 過去に受講した初任者研修（1日研修を含む。）の修了証書を PDF 形式等にとりこんだデータを添付してください。（他の道府県で受講したものも含まれます。）

イ 修了証書等と申込書に記載した姓が異なるときには、ファイル名等で「修了証書は旧姓のもの」等とわかるように表示してください。

ウ 添付するデータの名前は「受講希望者名 初任」にしてください。

### (3) 現任研修又は主任研修の修了証書の PDF 形式等のデータ

ア 既に現任研修又は主任研修を受講している場合は、修了証書を PDF 形式等に取り込んだデータ（**複数回の場合 は全ての写し**）を添付してください。（他の道府県で受講したものも含まれます。）

イ 修了証書等と申込書に記載した姓が異なるときには、ファイル名等で「修了証書は旧姓のもの」等とわかるように表示してください。

ウ 添付するデータの名前は「受講希望者 現任〇回目」にしてください。

## 3 注意事項

お申込みの際には、以下の点に御注意ください。

(1) 申込みフォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れのないように、かつ、可能な限り詳細に入力してください。

(2) 申込みフォームに入力された内容を基に受講者の選考を行います。内容に不備等がある場合でも、東京都から事業所への内容確認等の連絡は原則行いません。

(3) 申込締切後の内容の変更は一切お受けできませんので、内容を精査した上で、お申込みください。特に、受講希望者、演習日程及び実習先区市町村の変更についてお問合せを多くいただきますが、変更はできません。予め御了承ください。

(4) 選考に必要な項目に入力（記載）漏れがある場合は、選考の対象とならないこともありますので御注意ください。

(5) 入力（記載）された内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。また、以後の受講申込みは受付できなくなりますので、御注意ください。

### III 受講決定について

#### 1 受講決定について

現在従事している事業種別、同一事業所内での優先順位、初任者研修・現任研修の修了年度等を参考に、受講の可否を決定します。

#### 2 受講決定通知の送付

到達通知メールと同じメールアドレス宛てに、受講可否通知メールを送信します。受信したメールの内容を確認の上、通知等を必ずダウンロードしてください。

(発送予定日：令和4年5月27日 金曜日)

#### 3 受講決定者情報の提供について

この研修は、区市町村を通しての実習が必須です。地域における実習を円滑に行うため、受講決定者の従事予定事業所が所在する区市町村及び基幹相談支援センター等の拠点機関に、受講決定者の情報(受講決定者氏名、所属法人名・事業所名及び事業所電話番号)を提供しますので、予め御了承ください。この件について、御不明点がありましたら、研修事務局(東京都心身障害者福祉センター地域支援課地域支援担当(電話03-3235-2953))にお問い合わせください。

### IV 研修修了について

#### 1 研修修了者

##### (1) 修了の条件等

○本研修は**全日程・全科目を受講しなければ修了となりません**。事前課題の実施・提出をしなかった場合、講義については、研修主催者の責による事由以外で指定された期間内に講義動画の視聴が完了しなかった場合、演習については、遅刻又は早退等があった場合、実習については、実習課題の実施・提出をしなかった場合は、修了となりません。

○著しく受講態度の悪い方(居眠り、業務都合による長時間の離席、研修に集中できない環境下での受講)については、修了とならない場合がありますので、御注意ください。

##### (2) 修了証書の交付

講義1日間及び演習3日間(演習の間の実習含む)の計4日間のカリキュラムを修了した方には、東京都知事名の修了証書を交付します。

##### (3) 修了証書の発送

修了証書の発送は、研修全日程終了後の令和4年10月中旬を予定しています。各日程終了後ではありませんので、御注意ください。

#### 2 研修修了者情報の提供について

東京都内における相談支援の基盤整備の充実に資するため、修了者の従事事業所(予定含む)が所在する区市町村に、修了者の情報(修了者氏名、所属法人名・事業所名)を提供します。

### V その他

#### 1 参加費

参加費は**無料**です。ただし、講義動画の通信にかかる費用等については、各所属の負担とします。

なお、講義及び演習でMicrosoft Teamsに参加できる電子機器(インターネットに接続できるパソコン等)の確保についても、推薦する事業者又は受講者が行ってください。研修受講時には、1人1台のPC、ウェブカメラ、マイクを御準備ください。資料はダウンロードしていただきます。電子データで見る場合は、PC等の容量を御確認ください。印刷して手元に用意する場合は御自身で印刷してください。

## 2 個人情報の取扱い

受講者推薦及び申込書に記載された個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

## 3 各種問合せ先

### ○東京都相談支援従事者現任研修に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953

※研修に関する問合せについての受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前9時から午後5時までです。

### ○事業者指定に関すること（実務経験の要件含む）

事業内容	担当部署	電話番号
指定一般相談支援事業 指定重度障害者等包括支援事業	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	事業所の所在地の区市町村	—

# 事前課題ガイダンス資料

## ■事前課題

必要書類	研修協力についての同意書 研修協力者の同意に関する承諾書
事前課題 1	「実践の振り返り」シート
事前課題 2	協議会等参加記録

## ■事前課題作成の流れ

### ①事前課題1の協力の同意を得る

地域で生活する障害当事者の方に、研修内容を説明し、事前課題（事例提供）への同意を得て、必要書類の同意書と承諾書を作成し、承諾書のみを事務局へ郵送する。期限厳守（同意を得た方を以下「研修協力者」という。）

### ②事前課題1に取り組む

2頁以降の説明をよく読み、8頁以降の「実践の振り返り」シートを作成する。

### ③事前課題2に取り組む

2頁以降の説明をよく読み、協議会等に参加をして10頁の「協議会等参加記録」を作成する。

### ④研修準備をする

研修当日に報告できるよう、②③で作成した事前課題1と2の電子ファイルを研修のWEB会議で使用するパソコン等に保存する。

### ⑤提出の準備をする

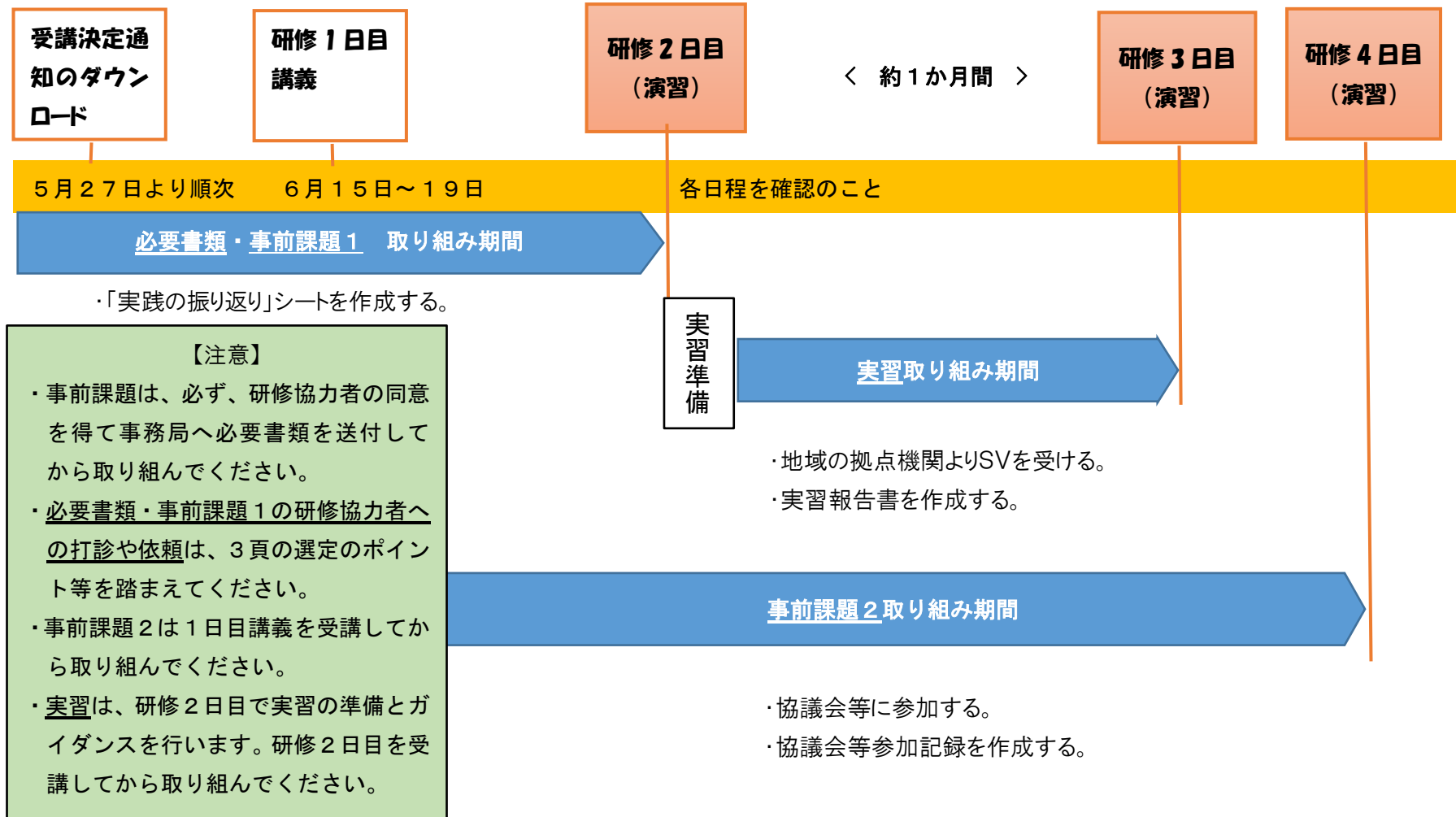
提出方法は、以下のとおり

## ■事前課題の提出方法

事前課題	提出方法	備考
研修協力者の同意に関する承諾書 ※同意書は事業所で保管する。 (郵送しない)	6月20日(月) 必着で 280円切手を貼った、角2サイズの返信封筒と一緒に事務局へ提出	氏名欄は自署で記入する。
事前課題1 「実践の振り返り」シート	研修4日目の受講確認票入力フォームにPDF形式等のデータを添付し、提出する。 提出期限は研修最終日から1週間以内とする。 ※詳細は研修4日目に説明する。	研修2日目に画面共有できるよう準備
事前課題2 協議会等参加記録		研修4日目に画面共有できるよう準備

**注意** 事前課題の提出がない場合は、修了とはなりません。

## 事前課題・実習の流れ



## ◆必要書類及び事前課題 1 について

研修 2 日目（演習 1 日目）では、受講者自身がこれまで取り組んできた実践の振り返りを行います。それに向けて必要書類を準備した上で事前課題を取り組み、これまで支援してきた方の支援の概要を報告していただきます。

これは、困難事例等の検討のような事例検討ではありません。受講者自身の相談支援専門員としての実践に焦点を当て、グループで検証・振り返りをしていくものです。

その後、研修 2 日目で行った実践の振り返りをもとに、皆さんの地域で相談支援の拠点としての役割を担っている機関からスーパーバイズを受け、内容を深めていくための実習を行います。（実習については、研修 2 日目に説明します。）

以上の研修の趣旨を踏まえ、以下の手順により取り組んでください。

**手順 1** 受講者がこれまでに支援をしてきた方で、事例提供として協力いただける方（研修協力者）に説明をし、同意を得た上で、同意書及び承諾書（必要書類）を作成する。

### 【研修協力者選定のポイント】

○原則的に受講者自身が支援をされた方を研修協力者としてください。研修協力者は、研修内容を踏まえ、以下の両方を満たす方をお願いしてください。

- ・ サービス等利用計画に複数の障害福祉サービス等※の記載がある。  
※障害福祉サービスの他インフォーマルな社会資源も含みます。
- ・ ニーズが十分に満たされず、受講者自身がそこに「地域課題」を感じている。

### 【研修協力者依頼時の注意点】

- 研修内容を説明し協力を依頼する際は、同意書(必要書類)に沿って、丁寧に説明をしてください。
- 協力依頼の際は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、研修協力者に直接会っての説明は避け、電話等で行ってください。ただし、通所等で日常的にお会いする機会がある場合は、その限りではありません。事業所の感染対策に沿って対応してください。
- 研修協力者の状況により、ご本人からの同意を得ることが難しい場合は、代わりに同意された方の氏名と研修協力者との関係を記載してください。
- 研修協力者の同意については、受講者の所属先の所属長に報告し、内容について承諾を得てください。
- 承諾書(必要書類)の記載について、不備がある場合は修了とならないことがあります。
- 承諾書については事務局へ郵送してください。同意書については事業所の保管となります。事務局に郵送しないでください。

**手順 2** 「実践の振り返り」シート(事前課題 1)を作成する。

### 【作成のポイント】

- 受講者自身が実際に関わりのある研修協力者の事例を取り上げ、全体を俯瞰して見ることができるように基本情報をまとめてください。
- 研修協力者の希望や暮らしぶり、これまでの人生がストーリーのようにつながり、研修協力者の人像が浮かび上がってくることをイメージしながら作成してください。
- 相談支援相談員としてどうアセスメントし、どのように本人の希望及び課題に対して取り組んだのかを考えながら作成してください。
- 地図の欄は研修協力者の生活基盤の把握が目的となりますので、単に区市町村の地形を描くだけではなく、所属相談支援事業所や研修協力者に関連の深い地域資源を描いてください。

- 2頁からの参考資料「佐藤和也さん事例」にある記入例も参考にしてください。記入例は、研修用の架空事例である「佐藤和也さん事例」を基に作成しています。なお、この参考資料「佐藤和也さん事例」は研修2日目～4日目でも使用しますので研修2日目までに読み込んでください。

#### 【留意点】

- 研修協力者の氏名はAさんとし、住所地、利用施設（機関）、援助者等の氏名、所属先名称等の固有名詞は、無作為のアルファベットのみ（イニシャルではありません）で表記し、個人、地域、施設等が特定されないようにしてください。
- 施設名（機関名）及び職名、援助者が提供するサービス名称等は、原則として法律上の名称としてください。
- 利用者等の年齢は、○歳代としてください。
- 不足する情報については、発表時に口頭で付け加えます。グループメンバーは、提供された事前課題に関わる内容を外部に漏らさないでください。

### ◆事前課題2について

研修4日目（演習3日目）では、個別支援の課題と地域課題が連続していることを確認し、事前課題1での事例から地域課題を見出し、課題の解決に向けた演習を行います。その中で、協議会に提案することも検討していきます。

事前課題2は、皆さんが協議会等を具体的に理解し、今後の地域での活動につなげていくために行うものです。

#### 手順1 指定された区市町村窓口連絡し、事前課題2での協議会等の参加について確認をする。

- ・研修1日目講義受講後から研修4日目（演習3日目）前までの間に開催される会議への参加となります。区市町村窓口の指示に従って参加してください。

#### 手順2 協議会等参加記録を作成する。

#### 【作成のポイント】

- 協議会の開催が感染防止対策としてウェブ開催や書面開催も想定されます。時期によっては、協議会の本会や部会が開催されていない場合や区市町村によっては協議会に参加できないこともあります。その場合は、区市町村の指示に従い、区市町村が把握している任意の連絡会等への参加に切り替える等行い、協議会等参加記録を作成してください。
- 協議会等参加前の準備として、参加予定の協議会等の概要を調べ、事前整理欄に記載してください。特に、地域の中で協議会等に期待されている役割や機能に着目して記載してみてください。
- 協議会等に参加する際は、個別支援としての相談支援のプロセスが地域づくりへと連動することを意識してください。
- 解決できない個別支援の課題を地域課題として発信していく役割が、相談支援専門員にはあります。その課題を発信する場が協議会となります。協議会の仕組みを使い、何を成していくのかを意識しながら協議会等の参加記録を作成してください。
- 協議会の役割や協議会等の中で地域課題をどのように解決に導くか書式に記載してください。



## ◆取り組む時期等

- 2頁の「事前課題・実習の流れ」を参照してください。
- 事前課題1については、受講決定通知及び事前課題ガイダンス資料を良く読み込み、必要書類の不備がないよう確認をし、研修2日目の前日までに作成してください。
- 事前課題2については、研修1日目にて、演習ガイダンスを行います。演習ガイダンスでの説明を受けてから、取り組んでください。
- 実習は、研修2日目と研修3日目との間で取り組みます。実習の方法や留意点については、研修2日目に説明します。



令和4年度東京都相談支援従事者現任研修  
研修協力者の同意に関する承諾書

令和4年度東京都相談支援従事者現任研修について、受講者が、研修に関わる説明を行い、研修協力者より、同意を得たことについて、内容を承諾します。

作成した同意書は、当方にて1年間保管し、事務局からの求めがあった場合は、開示いたします。

受講者 受講決定番号 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

受講申込み推薦者

事業所(法人)名 \_\_\_\_\_

職 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

# 「実践の振り返り」シート

<基本情報>

Aさん( )歳代 男・女 B市(区)在住

令和4年度東京都相談支援従事者  
現任研修 事前課題 1

氏名

事業所名

受講決定番号

障害・疾病

経済状況

障害福祉サービス

医療

見た目

性格

能力

興味・関心

本人の思い

家族の思い

ジェノグラム・エコマップ

週間予定

週間以外の予定

成育歴

<実践情報>

アセスメント（あなたがAさんをどう理解・解釈しているか）

相談支援専門員として、これまで取り組んできたこと

支援課題（ニーズ） ※サービス等利用計画の「解決すべき課題」より転記

Aさんの相談支援を通して感じる自身の相談支援専門員としての課題

<地域情報>

本人が生活する地域(区市町村)について

面積	地図
人口	
地域の特徴(産業、交通等)	

障害福祉サービスや医療等の状況

障害者福祉における区市町村の理念(障害者計画等)					
サービス名	事業所数	サービス名	事業所数	サービス名	事業所数
居宅介護		施設入所支援		就労定着支援	
重度訪問介護		自立訓練(宿泊型)		就労支援センター	
行動援護		自立訓練(機能訓練)		地域活動支援センター	
同行援護		自立訓練(生活訓練)		児童発達支援	
移動支援		自立生活援助		放課後等デイサービス	
生活介護		就労移行支援		特定相談支援	
短期入所		就労継続支援A型		一般相談支援	
共同生活援助		就労継続支援B型		障害児相談支援	

協議会の状況

基幹相談支援センターの状況

地域生活支援拠点等の状況

## 協議会等参加記録

令和4年度東京都相談支援従事者 現任研修 事前課題 2	氏名	事業所名	受講決定番号
--------------------------------	----	------	--------

区市町村名	会議名
-------	-----

◎以下について、協議会等の参加の有無（AかB）及び形式や理由等について○を付けてください。

<b>A</b>	<b>協議会等に参加した</b> 参加した会議に○を付ける： 本会議 ・ その他（ ） 会議の形式に○を付ける： 集合形式 ・ Web会議 ・ その他（ ）
<b>B</b>	<b>協議会等に参加できなかった⇒区市町村の指示に従って記録を作成してください</b> 理由に○を付ける： 開催時期が合わなかった ・ 感染症対策により開催していない その他（ ）

<事前整理：参加予定の協議会等の概要及び役割や機能がどのように整理されているか等について調べます。>

<参加記録：協議会等の実情や課題について分かったことをまとめます。>

（参加日時 月 日 : ~ : ）

## 参考資料

### 「佐藤和也さん事例」

この参考資料「佐藤和也さん事例」は、研修2日目から4日目において共通事例として使用します。受講の際は必ず、手元に用意してください。

- 1 事前課題1 「実践の振り返り」シート 記入例
- 2 記入例に関わるサービス等利用計画等
  - (1) サービス等利用計画
  - (2) サービス等利用計画【週間計画表】
  - (3) モニタリング報告書(3か月後)
  - (4) モニタリング報告書(6か月後)
  - (5) 佐藤和也さんの暮らすR区の地域情報

記入例

〈基本情報〉

Aさん (20) 歳代 (男)・女 B市 (区) 在住

障害・疾病

- ・脳性マヒ、てんかん (薬で安定)
- ・障害支援区分6
- ・身体障害者手帳1種1級 愛の手帳3度

経済状況

- ・持家 経済的問題なし
- ・収入 18万円程度 手当 (障害基礎年金1級、心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当、特別障害者手当)

障害福祉サービス

- ・重度訪問介護 週2回 (CD等買いに行く)

医療

- ・あさま療育C、服薬 (抗てんかん薬 朝夕)

見た目

- ・やせ型
- ・ミドルショート (今風)
- ・アウトドア系
- ・車いす (AKBのデコレーション)

性格

- ・穏やか
- ・かわいがられる
- ・頑固、考えは変えない
- ・家族への遠慮

能力

- ・全介助
- ・電動車いす操作可能 (振動で緊張あり)
- ・スマホ、タブレット操作可能
- ・会話可能⇔判断↓ 制度、お金×

興味・関心

- ・AKB→TV、歌・暗記
- ・仕事、宛名貼り・封入=はくたか
- ・スマホ・タブレット (ゲーム・動画)

令和4年度東京都相談支援従事者  
現任研修 事前課題1

氏名  
金田 正太郎

事業所名  
こだま相談支援センター

受講決定番号  
999

本人の思い

- ・家族に迷惑はかけたくない、自立しないといけない。
- ・I生活介護はレクリエーションばかりでつまらない。G生活介護のような封入・宛名貼りの仕事をしたい。
- ・20歳は大人、働いて人の役に立つべきだ。
- ・地元で先輩のように一人暮らししたい。入所やGHは嫌だ。
- ・AKBの握手会に行きたいけど、仕事を見つけるのが先!

家族の思い

- ・できる限りのことはしたい
- (父)：母には祖母の介護、本人=早く一人暮らし

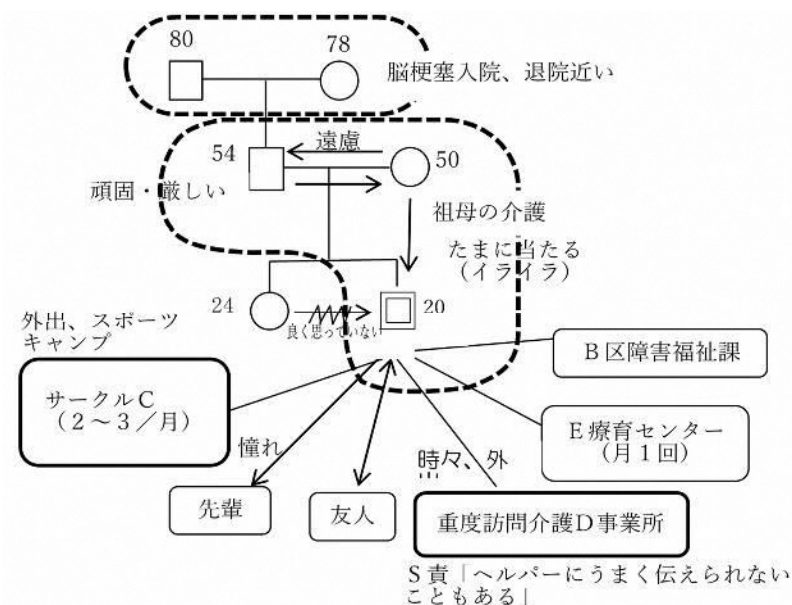
週間予定

	月	火	水	木	金	土	日
午前		重訪		重訪			サークル母
午後							
夜間							

週間以外の予定

- ・月に1度 母と受診

ジェノグラム・エコマップ



成育歴

- 0歳 未熟児/低酸素で出産/E療育に母子通所
- 3歳 てんかん発症
- 5歳 入院 (股関節手術で半年間)
- 6歳 小学校入学 (特別支援学級)
- 10歳 サークルC参加
- 12歳 中学校入学 (特支学級) てんかん安定
- 15歳 F特別支援学校入学
- 18歳 卒業  
G生活介護事業所、H宿泊型自立訓練
- 19歳 実家に戻る  
I生活介護事業所、D重度訪問介護事業所  
祖母、脳梗塞
- 20歳



## <実践情報>

### アセスメント（あなたがAさんをどう理解・解釈しているか）

家族や支援者に遠慮をし、本当の思いをなかなか伝えられずに苦しんできた。一方、経験や周囲との信頼関係構築を通して少しずつそれを伝えられるようになっていく。重度訪問介護等必要なサービスがあれば一人暮らしは十分可能であるが、思うような物件がなかったり、本人を受け入れてくれる働く場が見つからずに苦慮している。

### 相談支援専門員として、これまで取り組んできたこと

- ・一人暮らしに向けて重度訪問介護を調整し、ご本人の意思をヘルパーに伝える練習の機会を増やした
- ・自立生活センターの自立生活プログラムの調整を行った。

### 支援課題（ニーズ） ※サービス等利用計画の「解決すべき課題」より転記

- ・ヘルパーと一緒に過ごす時間を増やし、いろいろな人に手伝ってもらうことに慣れる。
- ・一人暮らしがどんなものなのかもっと知りたい。
- ・アパートを見つけて一人暮らしがしたい。
- ・仕事をして人の役に立ちたい。

### Aさんへの相談支援を通して感じる自身の相談支援専門員としての課題

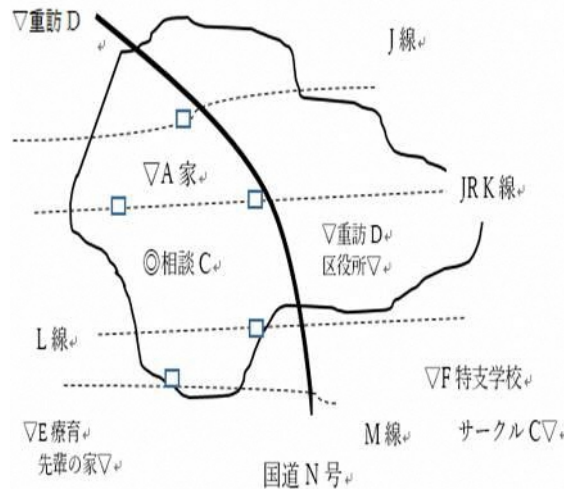
- ・Aさんの思いを当初（高校卒業時）汲み取り切れていなかったのではないか、意思決定支援が上手くできていないのでは。
- ・アパート探しにつながる不動産のネットワークとのつながりの少なさ

## <地域情報>

### 本人が生活する地域(区市町村)について

面積	約 40 平方キロメートル
人口	約 40 万人
世帯数	約 21 万世帯

### 地図



### 地域の特徴(産業、交通等)

- ・東西を JR・私鉄合わせて 4 路線が走り、駅は 10 か所ある。
- ・南北には鉄道が走っていないため、路線バスが普及している。
- ・主要道路は、国道が 1 本ある。
- ・それぞれの駅前に商店街がある。区内に大型スーパーが少なく、商店街が商業を支えているが、空き店舗が目立つ商店街も増えてきた。製造業が盛んで、中小の工場が多い。

### 協議会の状況

- ・平成 20 年 4 月に設置。本会議の下に子ども部会、災害対策部会、相談支援部会がある。
- ・相談支援部会は 2 か月に 1 回会合を行っている。

### 基幹相談支援センターの状況

- ・平成 30 年 4 月に設置、区内法人に委託している。
- ・地域相談支援事業所との連携や地域移行の推進に向けて取り組み始めている。

### 地域生活支援拠点等の状況

- ・面的整備にて設置済み
- ・緊急入所、強度行動障害研修等に取り組み始めた。

サービス等利用計画

利用者氏名(児童氏名)	佐藤和也さん	障害支援区分	区分6	相談支援事業者名	こだま相談支援センター		
保護者氏名		本人との続柄					
障害福祉サービス受給者証番号	0123456789	利用者住所	R区中町3-4-5	計画作成担当者	金田正太郎		
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	3か月(〇年〇月)	利用者同意署名欄			
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	僕は支援学校の高等部を卒業してから、家を離れて「つるぎ」で一人暮らしの練習や、自宅から生活介護の「かがやき」を利用しました。自分で自分のことができるようになりたいと思っていましたが、それがなかなか難しいことだとわかってきました。今は、父の勧めや、先輩へのあこがれもあって、一人暮らしをしたいと考え、アパートを探したいです。僕が実家を出て一人暮らしできると家族の負担も減るのではないかと考えています。祖母が脳梗塞で入院し、余計に一人暮らしについて考えるようになりました。今は、ヘルパーに手伝ってもらいながら、一人暮らしをして、ちゃんとした仕事をして、一人前の大人になりたいです。いろんなところにも行きたいです。						
総合的な援助の方針	和也さんが希望する一人暮らしが実現できるように支援します。一人で暮らせるような環境を整え、サポートする人たちを増やしていきます。						
長期目標	一人暮らしに慣れ、自分の気持ちや思いを支援者や友人たちに伝えられるようになっていく。						
短期目標	ヘルパーさんと過ごす時間を増やし、慣れていく。アパート探し、一人暮らしができるようになっていく。						
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	ヘルパーに介護してもらうことに慣れていきたい。	ひかりヘルパーステーションの西山さんと協力して、ヘルパーのサポートをしていきます。	1年後	重度訪問介護(234時間/月   ひかりヘルパーステーション) ・日常生活の一連の介護を週3・4回のペースで入ってもらう。	介助・介護してもらった時の違和感や、注意してもらいたいことを、リストアップしていきましょう。	3か月後	アパートが見つかり次第、時間数を増やす必要がある。
2	ヘルパーさんにやってほしいことを伝えられるようになりたい。	自立生活センターのぞみの寺川さんとひかりヘルパーステーションの西山さんと連携して、和也さんがヘルパーさんにしっかり意思を伝えられるようにサポートします。	1年後	自立生活プログラム(1/W   木曜日・5h   自立生活センターのぞみ) 重度訪問介護(234時間/月   ひかりヘルパーステーション) 計画相談 こだま相談支援センター モニタリング	自分がやってもらいたいことをヘルパーさんに伝えられるようにしていきます。	随時	自立生活センターで学んだり、アドバイスを受けたことを、日常生活の支援を受けた際に実行してみる。
3	一人暮らしがどんなものなのかもっと知りたい。	具体的に一人暮らしをイメージできるように、いろいろな人から、一人暮らしの生活を見たり聞いたりできる機会をつくりまします。	3か月後	重度訪問介護(234時間/月   ひかりヘルパーステーション) 計画相談 こだま相談支援センター 一人暮らしをしている人たちの話を聞いたり、お部屋を見せてもらったりする。	聞いてみたいことをヘルパーさんと相談支援の人と一緒に考える。	3か月後	
4	アパートを見つけて一人暮らしがしたい。	一緒に不動産屋を周りアパート探しをお手伝いします。	半年後	計画相談 こだま相談支援センター 重度訪問介護(234時間/月)ひかりヘルパーステーション 場合によってはR区役所障害者福祉課	部屋を借りる時、ここだけは大切にしたいことを考える。	3か月後	住宅改修についてはR区役所の担当者と連携する。
5	仕事をして人の役に立ちたい。	和也さんが希望している宛名貼りや封入などの作業に取り組んでいる事業所を探します。	半年後	計画相談 こだま相談支援センター ご本人が利用する福祉サービス種別・内容未定	自分のできることを言うようにする。体調を自分で考えられるようになる(疲れたら休めるように)。	3か月後	就労継続支援B型・生活介護のどちらかに限定せず、和也さんを受け入れてくださる事業所を探す。

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)	佐藤和也さん	障害支援区分	区分6	相談支援事業者名	こだま相談支援センター
保護者氏名		本人との続柄			
障害福祉サービス受給者証番号	0123456789	利用者住所		計画作成担当者	金田正太郎
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月 ○年○月

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								○月・水・金曜については、母が日常生活の介助をしてくれている。
8:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	○火・木・土・日曜については、朝8時から夜9時まで、重度訪問介護を利用し、日常の介護を母以外の人に支援してもらうことに慣れることを意図している。
10:00		朝食・身支度		朝食・身支度		朝食・身支度	朝食・身支度	○木曜は、自立生活センターのぞみで行われている「自立生活プログラム」を利用している
12:00				自立生活プログラム				○アパート探しは火曜に行くことが多い
14:00		重度訪問介護サービス 08:00～21:00 (13h)				重度訪問介護サービス 08:00～21:00	重度訪問介護サービス 08:00～21:00 (13h)	○サークルの先輩のお宅などへは火曜か土日に伺う。 土日はサークルがあればそれにも参加する。
16:00				重度訪問介護サービス 08:00～21:00				
18:00		入浴		夕食		入浴		
20:00		夕食		入浴		夕食	夕食	
22:00								週単位以外のサービス ○療育センターあさま (小児科・整形外科)1/M
0:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	月・水・金曜に母と行くことが多かったが、受診日を火曜にしてみたい、ヘルパーと受診する練習もしてみる。
2:00								
4:00								

サービス提供によって実現する生活の全体像  
 特別支援学校高等部を卒業後、ADLの向上を意図した福祉サービスの利用があり、その後、自宅から通える事業所(生活介護)を3か月の通所で止めてしまうことがあった。その後、半年以上の間、日中活動系の福祉サービスの利用はなく、現在に至っている。ご本人には、「人の役に立ちたい」という強い思いがあり、こだわって日中活動系の事業所を探してきたが、なかなか見つからないままであった。今回、本人の父と、本人の友人(先輩)からの勧めもありつつも、アパートで自立生活することを優先していきたいと、ご本人から明確に意思表示されたこともあり、新規のサービス等利用計画の作成となった。実際、アパートが見つかった場合は、重度訪問介護の支給量を増やす必要があるが、現在は、体験的に重度訪問介護を利用し、ご本人の意思を明確にヘルパーに伝える練習も兼ねての支給量となっている。また、土日のサークルたにがわへの参加はお母さまに介助をお願いすることが多かったが、今回のサービス等利用計画の変更で、ヘルパーにお願いできるようになった。本計画を通じて、和也さんの生活の質が向上するとともに、単身生活への足がかりとなることを意図している。

**3か月後のモニタリング報告書**

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

利用者氏名(児童氏名)	佐藤和也さん	障害支援区分	区分6	相談支援事業者名	こだま相談支援センター
障害福祉サービス受給者証番号	0123456789	利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	金田正太郎
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画作成日	○年○月○日	モニタリング実施日	○年○月○日	利用者同意署名欄
-------	--------	-----------	--------	----------

総合的な援助の方針	全体の状況
和也さんが希望する一人暮らしが実現できるように支援します。一人で暮らせるような環境をととのえ、サポートする人たちを増やしていきます。	重度訪問介護を利用し、ヘルパーに対地的確な指示が出せるようにするための取り組みは、まだ道半ばである。先輩のご自宅に訪問することができ、ご本人の自立生活のイメージが豊かになってきた。自立生活を始めたい気持ちが強まっている。一方、アパート探しには具体的な進展がなく、モチベーションを保っていきけるかが心配。また、脳梗塞で入院中の祖母の次の転院先が見つからず、自宅療養を勧められている。和也さんに早く自立してほしいという両親の思いが強くなってきている。

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1	ひかりヘルパーステーションの西山さんと協力をし、ヘルパーのサポートをしていきます。	○年○月	とても良い関係でじっくりと聞いて、ご本人の希望に添えるヘルパーもいれば、そうでないヘルパーもいる。慣れて行くまでは時間が必要	みんな優しいヘルパーさんでうれしい。	ヘルパーによって、本人の思いをくみ取る力や介護技術に差がある。	関係がうまく取れるヘルパーが主となってヘルパーを育てる。引き続きヘルパーを募集する。	有・無	有・無	有・無	アパートを見つけ次第、時間数を増やす必要がある。
2	自立生活センターのぞみの寺川さんとひかりヘルパーステーションの西山さんと連携して、本人がしっかりと意思を伝えられるようにサポートします。	○年○月	毎週木曜日、自立生活プログラム(ILP)を実施。ヘルパーにどのように伝えることが必要かなどを確認し、対応策を考えている。	ヘルパーさんにうまく言えないことがある。	誰かにやってもらうことに慣れてしまっている。自分から意思を表現するには時間が必要。本人は頑張っている。	本人の指示が出るまでヘルパーには待ってもらうようにする。ILPを継続していく。	有・無	有・無	有・無	
3	具体的に一人暮らしをイメージできるように、いろいろな人から、一人暮らしの生活を見たり聞いたりできる機会を作ります。	○年○月	先輩のお宅に伺い、実際にお風呂を使わせてもらって介助方法を確認したり、体験したことによってイメージできた。	先輩の家に行っているんならできて良かった。	大まかにではあるが、自立生活のイメージが作られてきた。	本人が安心して自立生活を始められるように、今後も先輩に協力してもらう。	有・無	有・無	有・無	
4	一緒に不動産屋を周りアパート探しをお手伝いします。	○年○月	なかなか条件に合うアパートが見つからない。住宅改修のことで断られるケースも多い。	早くアパートを見つけたい。	まだアパートを見つけられていない。本人と一緒に探していきたいが限界がある。	他の不動産屋をあたる。後から本人に確認してもらう方法も必要。オーナーさんに理解を得られるように工夫する。	有・無	有・無	有・無	
5	和也さんが希望している宛名貼りや封入などの作業に取り組んでいる事業所を探します。	○年○月	他の相談支援事業所にも連絡を取り、探している。	仕事ができたらいいな。	まだ本人の意向に合う事業所が見つからない。	地域を広げて探すことも考える。	有・無	有・無	有・無	自立生活プログラムや、住まい探しを優先しているため、日中活動の場を探すには、もう少し時間がかかる可能性が高い。

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

利用者氏名(児童氏名)	佐藤和也さん	障害支援区分	区分6	相談支援事業者名	こだま相談支援センター
障害福祉サービス受給者証番号	0123456789	利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	金田正太郎
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	○年○月○日	モニタリング実施日	○年○月○日	利用者同意署名欄	

総合的な援助の方針	全体の状況
和也さんが希望する一人暮らしが実現できるように支援します。一人で暮らせるような環境を整え、サポートする人たちを増やしていきます。	自宅での介護を担っている母に対し、遠慮があり最低限の介護しかしてもらっていない。理由は、祖母の退院後の準備で、母がひどく疲れているのを感じているためとのこと。必要な体位交換をしてもらっていないため、体の痛みの訴えが聞かれるようになった、代案として夜間にヘルパー利用することを提案したが、母が夜間にヘルパーを入れることに難色を示しているため、実現できていない。祖母の退院が近づいてきているが、アパートが見つからず、本人のヘルパーへの指示も未だ道半ばという状態である。自立生活センターのぞみの体験室の利用を考えている状況である。

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1	ひかりヘルパーステーションの西山さんと協力して、ヘルパーのサポートをしていきます。	○年○月	ヘルパーの人数は足りているが、本人との相性や本人の意思に沿った支援がうまくできないヘルパーがいる。	合わないヘルパーさんがいる。本当はヘルパーさんともっといろんなことをしたい。	ヘルパーの支援の質に課題がある。	ヘルパーの支援を向上させるような働きかけが必要。	有・無	有・無	有・無	アパートを見つけ次第、時間数を増やす必要がある。
2	自立生活センターのぞみの寺川さんとひかりヘルパーステーションの西山さんと連携して、本人がしっかり意思を伝えられるようにサポートします。	○年○月	毎週木曜日、自立生活プログラム(ILP)を実施。ヘルパーにどのように伝えることが必要かなどを確認し、対応策を考えている。	まだヘルパーさんにうまく言えないことがある。	自分から発するには時間を要するので、まだまだ時間がかかるのは当然。本人は頑張っている。	本人が自信を持てるようにサポートしていく。夜間に体位交換してもらえず我慢しているので母に伝えるようにする。自立生活センターのぞみの体験室を使用させてもらう。	有・無	有・無	有・無	自立生活センターのぞみの体験室の使用を打診する。
3	具体的に一人暮らしをイメージできるように、いろいろな人から、一人暮らしの生活を見たり聞いたりできる機会を作ります。	○年○月	先輩が心配して会ってくれたり、アドバイスをしてくれている。	先輩に会っているいろいろ話せるのでうれしい。	先輩の存在が大きいようで、先輩に会えるのを楽しみにしている。	今後先輩の協力をもらいながら、和也さんが望む生活を描けるようにしていく。	有・無	有・無	有・無	自立後も継続的に行う。
4	一緒に不動産屋を周りアパートを探しをお手伝いします。	○年○月	いまだにアパートが見つからない。グループホームも探してはいるが、空いていても重度身体障害に建物自体が対応してなく、入れそうなところがない。	早くアパートで暮らしたい。アパートが見つかるまでなら、グループホームでもいいかな。	祖母の退院が決まりつつあるので、本人より両親に焦りがある。	なるべく多くのところをあたり、最終的に本人が決定できるようにする。	有・無	有・無	有・無	
5	和也さんが希望している宛名貼りや封入などの作業を取り組んでいる事業所を探します。	○年○月	他の相談支援事業所にも連絡を取り、継続して探している。	仕事ができたらいいな。	まだ本人の意向に合う事業所が見つからない。	区分6の和也さんを受け入れてくれる事業所では和也さんが希望する作業を提供していない。	有・無	有・無	有・無	



## 佐藤和也さんの暮らすR区の地域情報

### <R区の概要>

面積	約40平方キロメートル
人口	約40万5千人（男女比ほぼ半数、65歳以上人口約10万人、高齢化率23.6%）
世帯数	約21万世帯（世帯当たりの人員は減少傾向）
交通機関	東西をJR・私鉄合わせて4路線が走っており、駅は10か所。南北には鉄道が走っていないため、路線バスが普及している。主要道路は、国道が1本走っているが、全体的に狭い道路多く、入り組んで走っている。
商店	それぞれの駅前に商店街がある。区内に大型スーパーが少なく、商店街が商業を支えているが、空き店舗が目立つ商店街も増えてきた。
産業	製造業が盛んで、中小の工場が多い。
その他	工場と住居・商店が混在し、住居併用工場や木造家屋が密集する地域が多い。一部の地域では、再開発が進み、住宅やスーパーマーケットの建設も予定され、利便性の高い住宅地として注目され始めている。

<R区の掲げる基本理念・目標> 『障害のある人もない人も、地域で自分らしく安心して暮らせる街をつくる』

### <R区の障害福祉サービス等の状況>

サービス名	事業所数	サービス名	事業所数	サービス名	事業所数	サービス名	事業所数
居宅介護	90	短期入所	3	就労移行支援	7	放課後等デイサービス	31
重度訪問介護	87	共同生活援助	73	就労継続支援A型	5	指定特定相談	24
行動援護	2	施設入所支援	1	就労継続支援B型	25	指定一般相談	3
同行援護	50	自立訓練（宿泊型）	1	就労支援センター	1	障害児相談支援	15
移動支援	60	自立訓練（機能訓練）	1	地域活動支援センター	5		
生活介護	18	自立訓練（生活訓練）	2	児童発達支援	15		

### ※障害福祉計画より

- ・特別支援学校卒業生や中途障害の方のニーズが増え、日中活動の場の整備を図っている。
  - ・現在在宅で生活している方も介護者の高齢・病気によりグループホームを希望する事が想定される。
- ※自立支援協議会は、平成20年4月に設置。相談支援部会があり、2か月に1回会合が行われている。

### <R区の医療・保健情報>

- ・一般病院（19か所）、第二次医療機関（9か所）、第三次医療機関（なし）
- ・保健センター5か所、保健所1か所

### <佐藤和也さんの自宅周辺>

- ・R区の中心部から、やや外れたところの住宅街に自宅がある。
- ・自宅から最寄り駅までは、バスで10分。最寄り駅から上野駅までは25分程度かかる。
- ・父は、自宅近くの事務所で自営の仕事をしている。
- ・自宅にほど近いところ（徒歩5分）に祖父母の家があり、行き来がある。
- ・自宅の近くにスーパーマーケットがあり、便利に利用している。
- ・生まれた時から今の自宅で生活しており、近所の人たちとは顔見知りである。
- ・電動車いすでヘルパーとともに外出していると、知り合いが声をかけてくれることもある。

# 感染症等まん延防止のための措置

～「委員会・研修・訓練」の留意事項～

# 感染症等まん延防止のための措置

## ■ 「委員会、研修、訓練」の留意事項

### 1 「委員会、研修、訓練」の開催・実施時は、記録を残す！

- 開催、実施の日時
- 参加者
- 開催、実施の内容 など

### 2 「委員会」の開催結果を、従業員に周知する！

どのように周知したかが分かるように記録等をしておく。

### 3 「研修、訓練」の不参加者へのフォローも忘れずに！

例：個別説明（フォロー研修）、テキストの配布など



# 感染症等まん延防止のための措置

## ■ 「研修、訓練」の留意事項

### 4 感染症等まん延防止の「指針」の整備も必要！

研修、訓練に先立ち、以下を規定した「指針」を整備

- 平常時の対策 **事業所内の衛生管理、感染対策など**
- 発生時の対応 **発生状況の把握、感染拡大防止など**

### 5 「訓練」は、感染症発生時を想定したシミュレーション！

- 発生時の役割分担の確認
  - 感染症対策をした上での、支援の演習など
- (※ 指針で規定した「発生時の対応」や研修を基に実施)

# 感染症等まん延防止のための措置

## ■ 「研修、訓練」の留意事項

### 6 「研修、訓練」は、以下のような実施も可能

以下の研修、訓練を一体的に実施

- ① 「感染症に係る業務継続計画」の研修、訓練
- ② 「感染症等まん延防止」の研修、訓練

※ ただし、一体的に実施した場合、①および② 両方の研修または訓練であることを、記録等で明確にする。

- 例
- 「感染症に係る業務継続計画」兼「感染症等まん延防止」の**研修**
  - 「感染症に係る業務継続計画」兼「感染症等まん延防止」の**訓練**など